



近江の道づくりマニュアル(案)

資料編

令和7年 7 月

滋賀県 土木交通部 道路整備課
道路保全課

資料編

- (1) 参考表(「近江の道づくりマニュアル(案)」と「道路構造令の解説と運用」および「滋賀県道路構造条例」との関係)
- (2) 機能分類別道路網図
- (3) 沿道状況図(参考)
- (4) 歩道縁石標準図集
- (5) 自転車通行帯構造図(水資源機構管理用通路)
- (6) ビワイチ案内表示マニュアル
- (7) 一次堆雪幅設置図
- (8) 滋賀県における道路事業(標準参考フロー図)
- (9) 公安委員会との調整
- (10) 主な改定内容

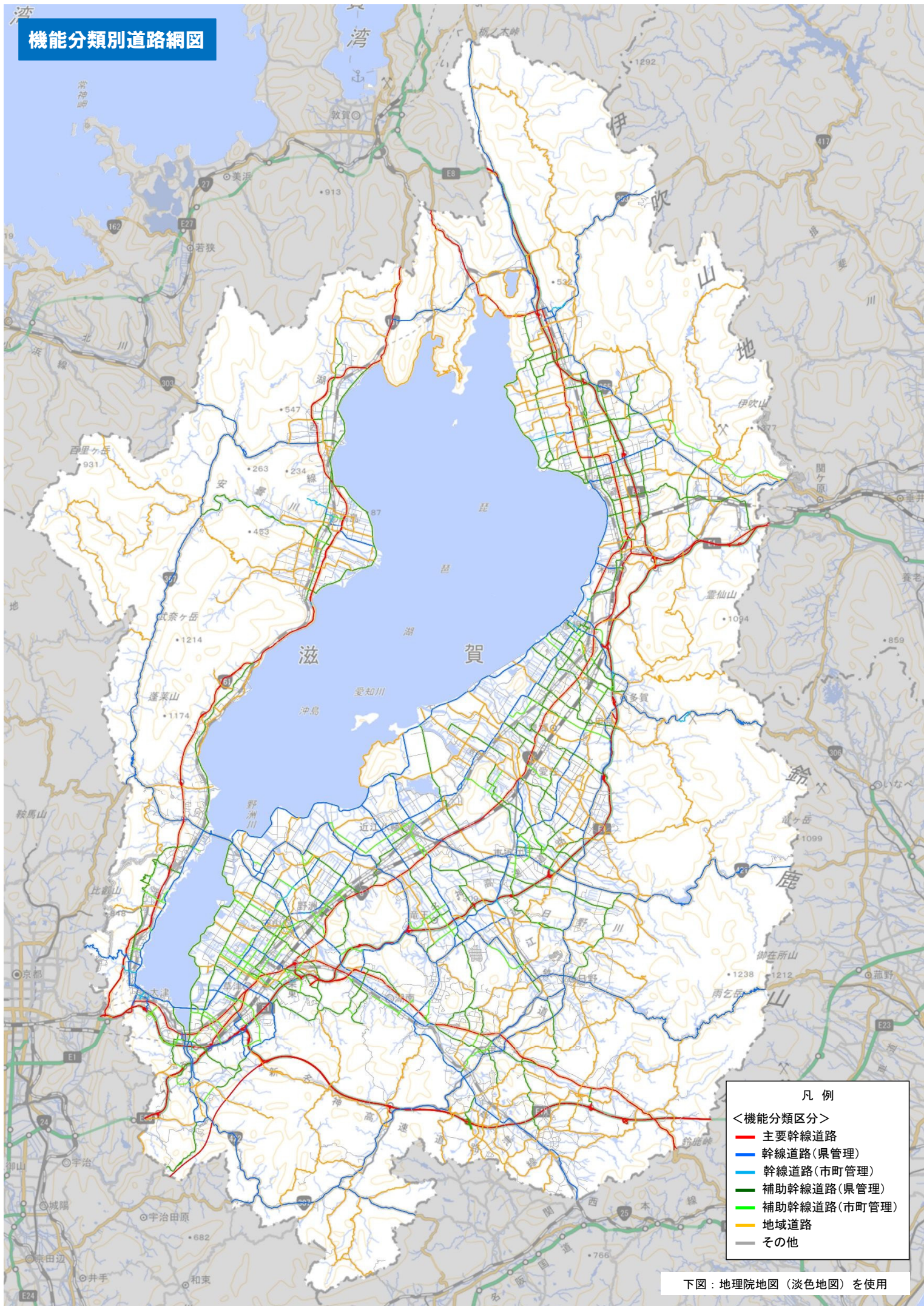
参考表「近江の道づくりマニュアル(案)」と「道路構造令の解説と運用」および「滋賀県道路構造条例」の関係

分類	項目	ページ		道路構造令 (県管理国道が対象) <R3.3.31 改正>	滋賀県道路構造条例 (県道が対象) <R3.3.26 改正>
		近江の道づくり マニュアル(案)	道路構造令の 解説と運用 <R3.3.31 改正>		
趣旨	この政令の趣旨	P.1-1～P.1-2	P.48～P.51	第1条	第1条
	用語の定義	P.2-6～P.2-7	P.51～P.59	第2条	第2条
道路の区分、設計車両、 建築限界、設計速度	道路の区分	P.3-1	P.133～P.143	第3条	第3条
	設計車両	—	P.173～P.187	第4条	—
	建築限界	—	P.308～P.314	第12条	—
	設計速度	P.3-3	P.161～P.164	第13条	第16条
	車線等	P.4-2	P.200～P.210	第5条	第4条
	車線の分離等	P.4-3	P.210～P.222	第6条	第5条
	副道	—	P.289～P.293	第7条	第6条
	路肩	P.4-8～P.4-10	P.228～P.240	第8条	第7条
	停車帯	—	P.241～P.244	第9条	第8条
	自転車通行帯	P.4-12～P.4-13	P.245～P.271	第9条の2	第8条の2
幅員構成	軌道敷	—	P.297～P.308	第9条の3	第9条
	自転車道	P.4-12～P.4-13	P.245～P.271	第10条	第10条
	自転車歩行者道	P.4-14～P.4-43	P.245～P.271	第10条の2	第11条(独自基準あり)
	歩道	P.4-14～P.4-43	P.245～P.271	第11条	第12条(独自基準あり)
	歩行者の滞留の用に供する部分	—	P.268～P.271	第11条の2	第13条
	歩行者利便増進道路	P.9-5	—	第41条	第46条
	積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員	P.10-2～P.10-3	P.272～P.282	第11条の3	第14条
	植樹帯	P.4-45～P.4-48	P.282～P.289	第11条の4	第15条
	車道の屈曲部	—	P.340～P.341	第14条	第17条
	曲線半径	—	P.341～P.353	第15条	第18条
線形	曲線部の片勾配	—	P.358～P.371	第16条	第19条
	曲線部の車線等の幅幅	—	P.372～P.383	第17条	第20条
	緩和区間	—	P.354～P.398	第18条	第21条
	縦断勾配	P.10-1	P.424～P.444	第20条	第23条(独自基準あり)
	登坂車線	—	P.444～P.451	第21条	第24条
	縦断曲線	—	P.422～P.466	第22条	第25条
視距	視距等	—	P.413～P.424	第19条	第22条
	舗装	P.8-1～P.8-6	P.637～P.639	第23条	第26条
構造物・工作物	横断勾配	P.10-1	P.466～P.470	第24条	第27条(独自基準あり)
	合成勾配	—	P.470～P.474	第25条	第28条
路面構造					

分類	項目	ページ		道路構造令 (県管理国道が対象)	滋賀県道路構造条例 (県道が対象)
		近江の道づくり マニュアル(案)	道路構造令の 解説と運用		
路面構造	排水施設	—	P.640～P.641	第26条	第29条
	平面交差又は接続	P.5-1～P.5-8	P.475～P.528	第27条	第30条
	立体交差	—	P.529～P.607	第28条	第31条
	鉄道等との平面交差	—	P.609～P.616	第29条	第32条
	トンネル	—	P.641～P.644	第34条	第39条
	橋・高架の道路等	—	P.644～P.646	第35条	第40条
	待避所	P.6-2	P.647～P.648	第30条	第33条
	交通安全施設	P.9-1	P.648～P.660	第31条	第34条
	凸部、狹窄部等	—	P.632～P.634	第31条の2	第35条
	乗合自動車の停留所等に設ける交通島	—	P.305～P.308 P.675～P.681	第31条の3	第36条
専用道路	自動車駐車場等	—	P.669～P.681	第32条	第37条
	防雪施設その他の防護施設	—	P.697～P.701	第33条	第38条
	自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路	P.4-44	P.617～P.621	第39条	第44条
	歩行者専用道路	—	P.622～P.625	第40条	第45条
特例	附帯工事等の特例	—	P.711～P.713	第36条	第41条
	区分が変更される道路の特例	—	P.713～P.714	第37条	第42条
	小区間改築の場合の特例	—	P.715～P.716	第38条	第43条

近江の道づくりマニュアル(案)独自の規定	
道路の機能分類	
中央分離帯	
施設帯(橋梁部・トンネル部)	
交差点小規模改良	
1. 5車線の道路整備	
自転車通行空間(ビワイチ)	
積雪寒冷地域における取扱い	

機能分類別道路網図



<参考：機能分類方法>

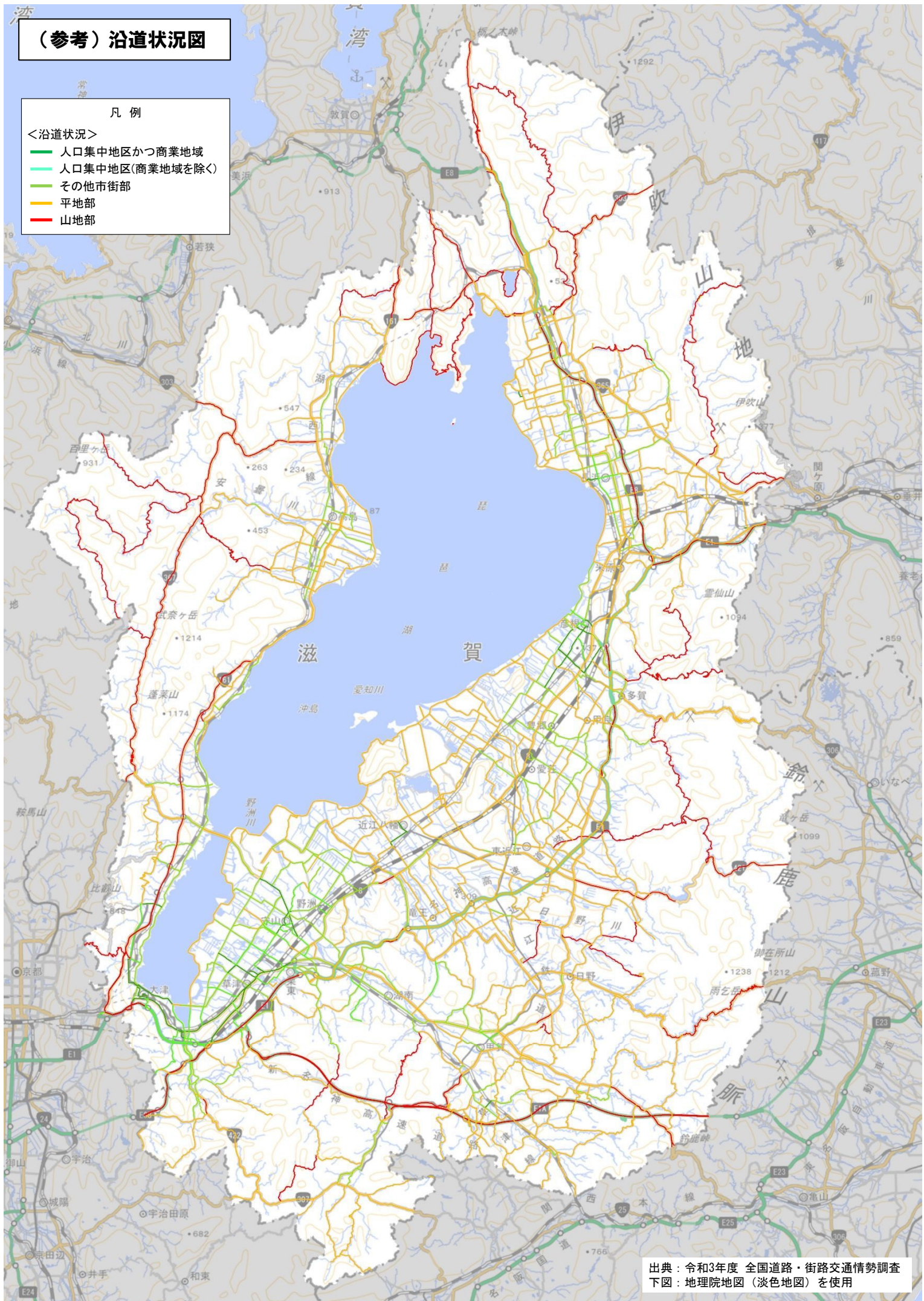
分類指標			機能分類区分	緊急輸送道路	重要物流道路
道路種別	交通量（R22将来）	通過率			
高速道路、直轄国道	—	—	①主要幹線道路	第1次路線	重要物流道路 代替補完路
補助国道 県管理・市町管理	—	—	②幹線道路		
	交通量10,000台以上の区間 （主要地方道）	—	②幹線道路		
	交通量10,000台以上の区間 （主要地方道を除く）	通過率50%以上	②幹線道路		
		通過率50%未満	③補助幹線道路	第2次路線	—
	交通量4,000～10,000台の区間	—	③補助幹線道路		—
	交通量4,000台未満の県管理区間	—	④地域道路	—	—
	交通量4,000台未満の市町管理区間	—	その他道路	—	—

(参考) 沿道状況図

凡 例

<沿道状況>

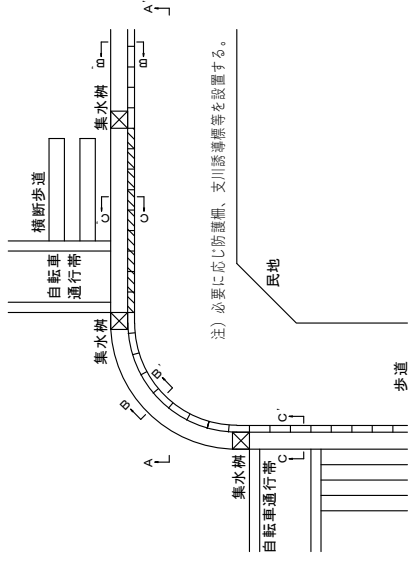
- 人口集中地区かつ商業地域
- 人口集中地区(商業地域を除く)
- その他市街部
- 平地部
- 山地部



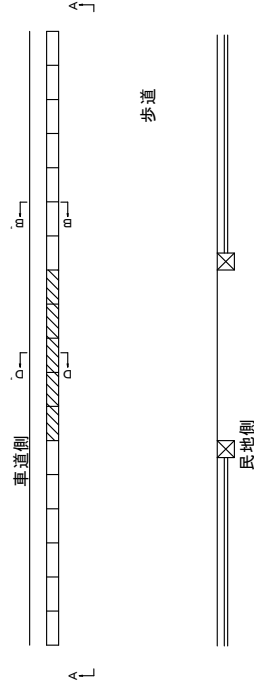
歩道縁石標準図集

平面図

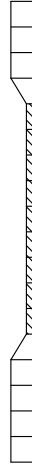
横断歩道箇所等



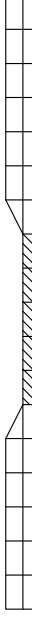
車両乗り入れ部



A-A' 断面縁石線

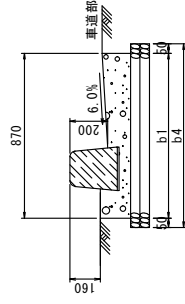


A-A' 断面縁石線

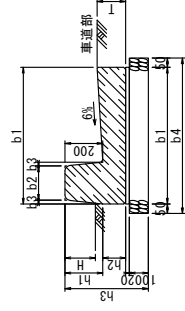


断面図

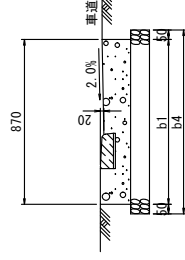
一般部 (PL12型)
B-B' 断面



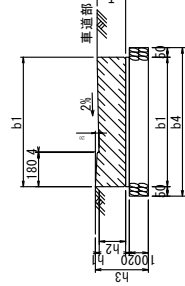
一般部 (PL12型)
プレキャストコンクリート



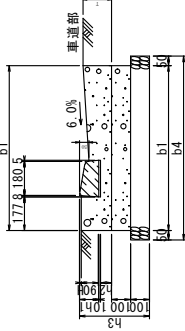
横断歩道部 (PL11型)
C-C' 断面



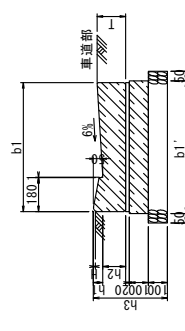
横断歩道部 (PL11型)
プレキャストコンクリート



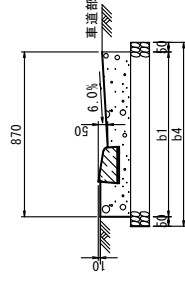
車両乗り入れ部 (PL13型)
D-D' 断面



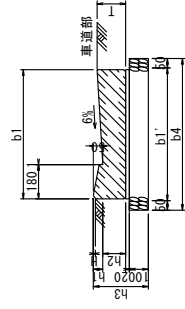
車両乗り入れ部 (PL13型)
プレキャストコンクリート



車両乗り入れ部 (PL13型)
D-D' 断面



車両乗り入れ部 (PL13型)
空地等の出入口
プレキャストコンクリート



- プレキャスト材
- 敷モルタル
- 塀所打ちコンクリート (均しコンクリート含む)
- 基礎材

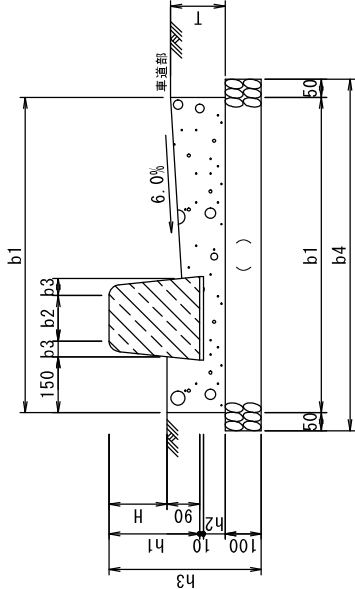
側溝一組み合わせL型側溝図

本マニュアルの基準に該当する
二次製品を使用することができる

平成16年5月

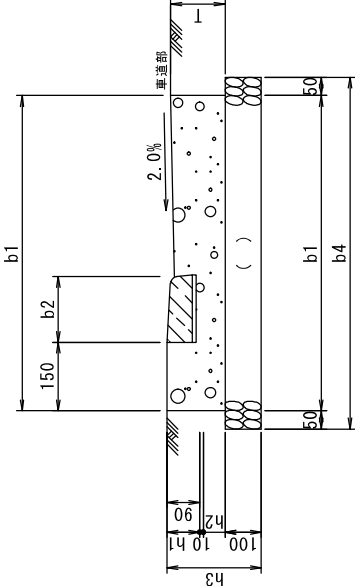
一般部（PL12型）

B－B'断面



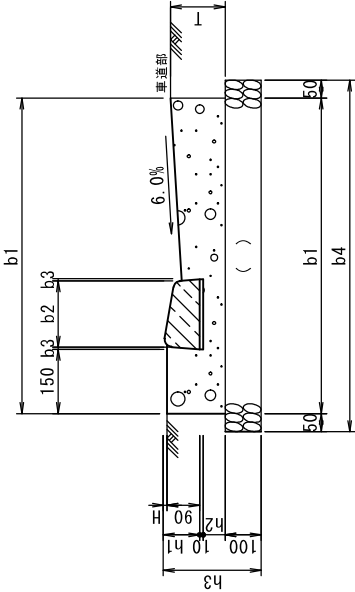
横断歩道部（PL11型）

C－C'断面

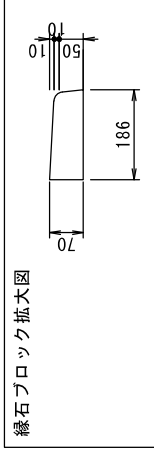


一般部（PL13型）

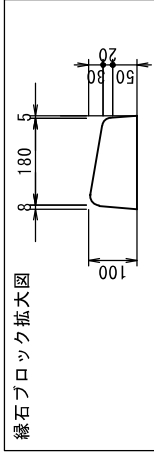
D－D'断面



縁石ブロック拡大図



縁石ブロック拡大図



組み合せL型側溝寸法及び材料表

	寸 法 表 (単位mm)										寸 法 表 (10m当たり)			備 考	
	B	H	T	b1	b2	b3	b4	h1	h2	h3	コンクリート (m3)	型 枠 (m2)	基礎材 (m2)		ブロック (個)
L12-B500-T150	500	160	150	870	180	20	970	250	60	420	1,044	3.1	9,700	B 16.5	
L12-B500-T200	500	160	200	870	180	20	970	250	110	470	1,479	4.1	9,700	B 16.5	
L12-B500-T250	500	160	250	870	180	20	970	250	160	520	1,914	5.1	9,700	B 16.5	
L11-B500-T150	500	-	150	870	180	6	970	70	80	260	1,188	3.1	9,500	16.5	
L11-B500-T200	500	-	200	870	180	6	970	70	130	310	1,623	4.1	9,500	16.5	
L11-B500-T150	500	-	250	870	180	6	970	70	180	360	2,058	5.1	9,500	16.5	
L13-B500-T150	500	10	150	870	180	5.8	970	100	60	270	1,152	3.1	9,500	16.5	
L13-B500-T200	500	10	200	870	180	5.8	970	100	110	320	1,587	4.1	9,500	16.5	
L13-B500-T250	500	10	250	870	180	5.8	970	100	160	370	2,022	5.1	9,500	16.5	

* Tは交通量によって次の通りとする。

舗装計画交通量 (台/日・方向)
1,000未満 : 150mm
1,000以上 : 200mm
3,000以上 : 250mm

マーキング説明図

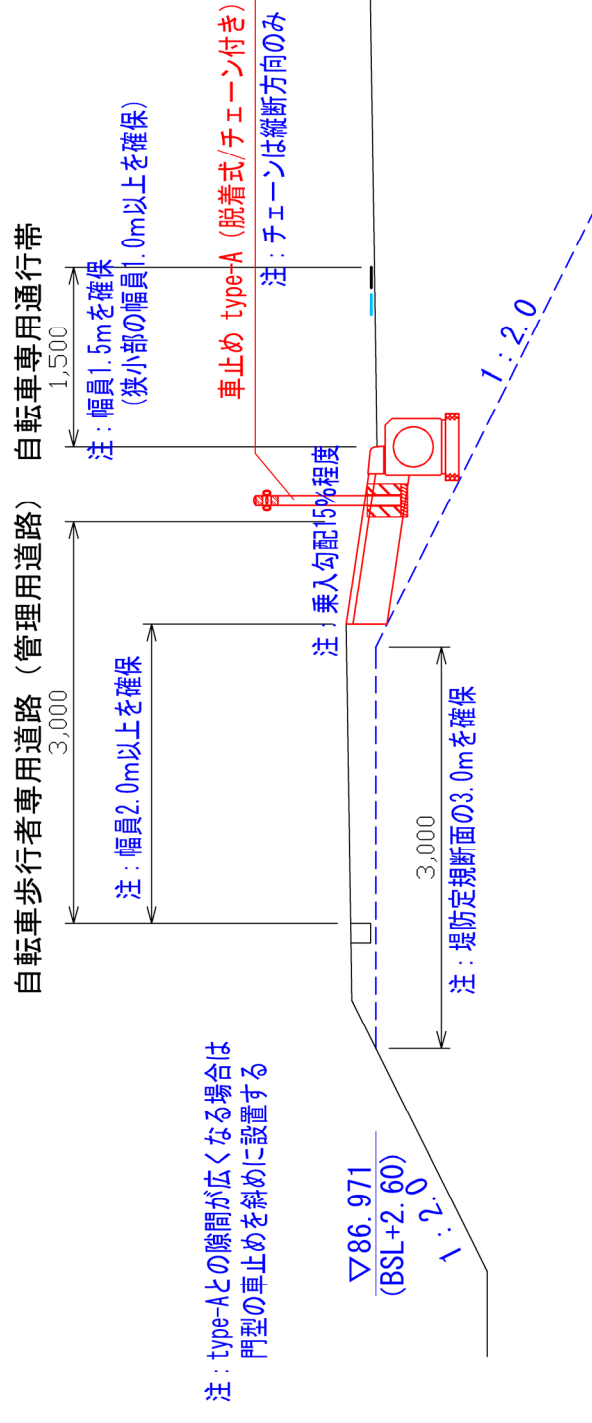
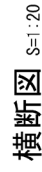
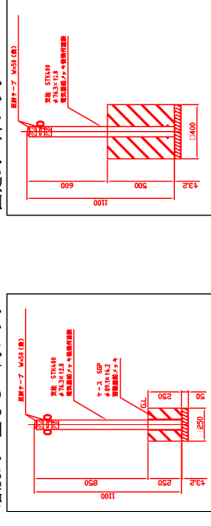
プレキャスト材	
敷モルタル	
塀所打ちコンクリート	
基礎材	

注意事項

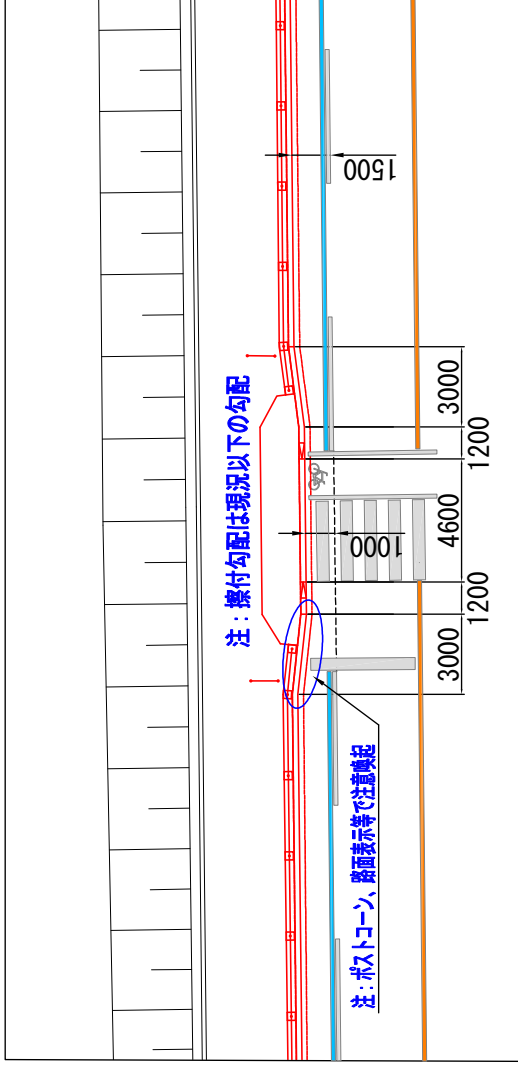
- 基礎材の使用材料を图中的 () 内に記入すること。なお路盤上に施工する場合は基礎材を省略してもよい。
- 道路側の基礎余裕幅50mmは、舗装が先行される場合には削除してよい。その際、材料表の基礎材面積から0.5mm²(10m当たり)を減すること。
- 材料は10m当たりで計上してある。
- 端部型枠面積を必要とする場合は、単位長さ当たりのコンクリート体積(材料表の数量の1/10)の2倍(両面のとき)を計上すればよい。
- 材料表ブロック戸数はブロック長を6.00mとして計上しているが、これと異なる長さのブロックを用いる場合はブロック個数を変更する必要がある。

図組詳細止め車止

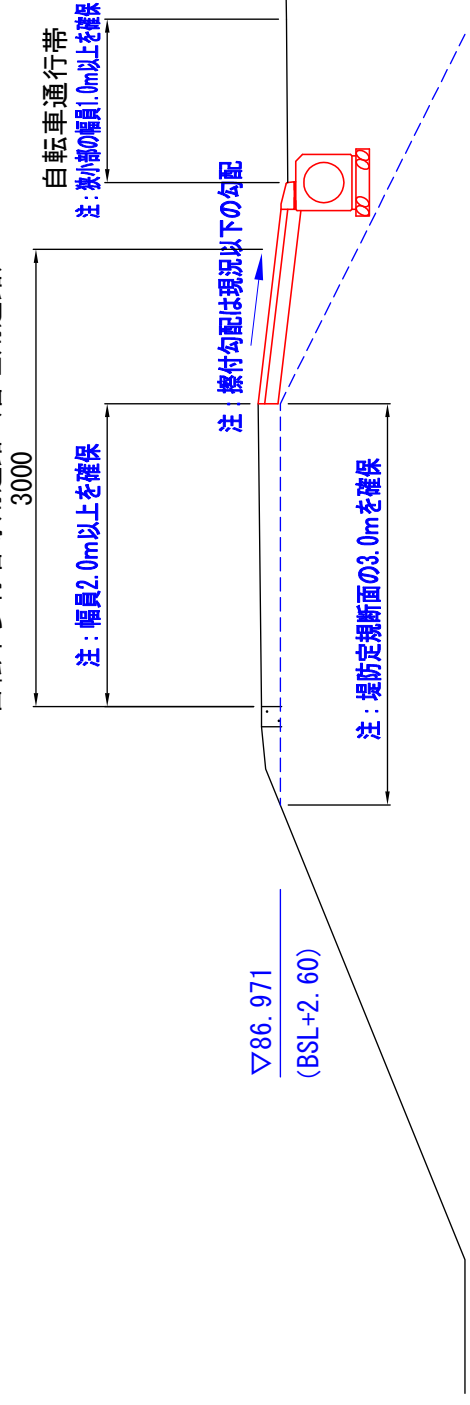
type-A	type-B	type-C
着脱式・蓋なし・両フック	着脱式・蓋なし・片フック	固定式・片フック



槌門乘入部



自転車歩行者専用道路（管理用道路）



▽86.971
(BSL+2.60)

横断歩道部

ビワイチ整備マニュアル（案）

滋賀県土木交通部道路保全課
R7.7.1改訂

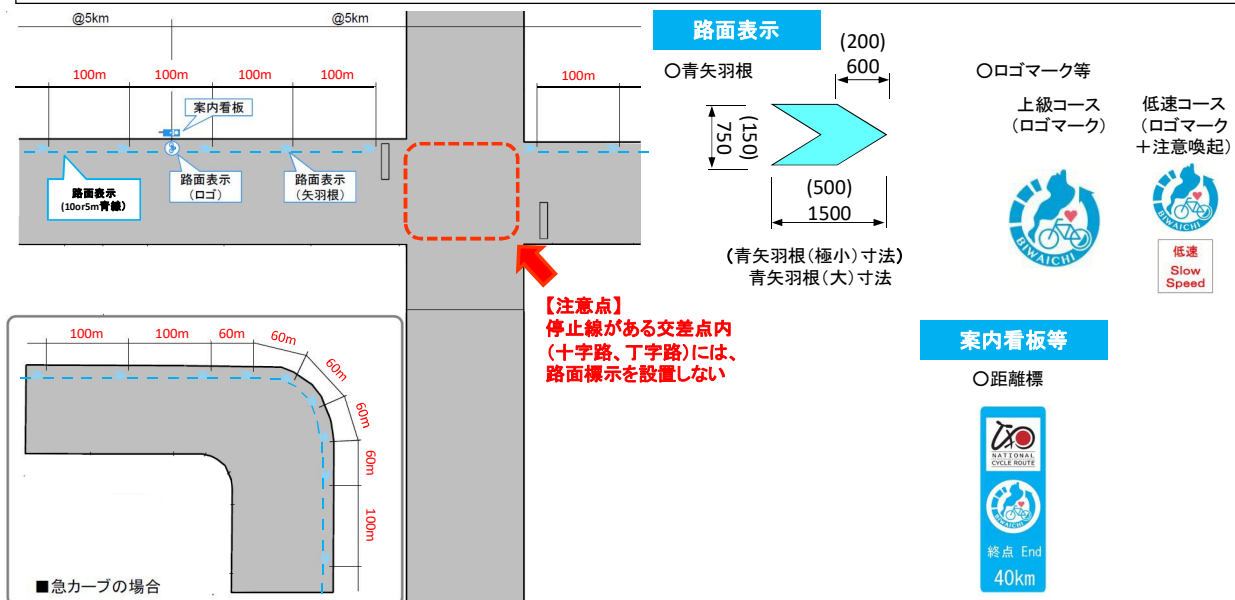
1

ルート案内と注意の表示



路面表示等による全区間でのルート案内（単路・直線部）

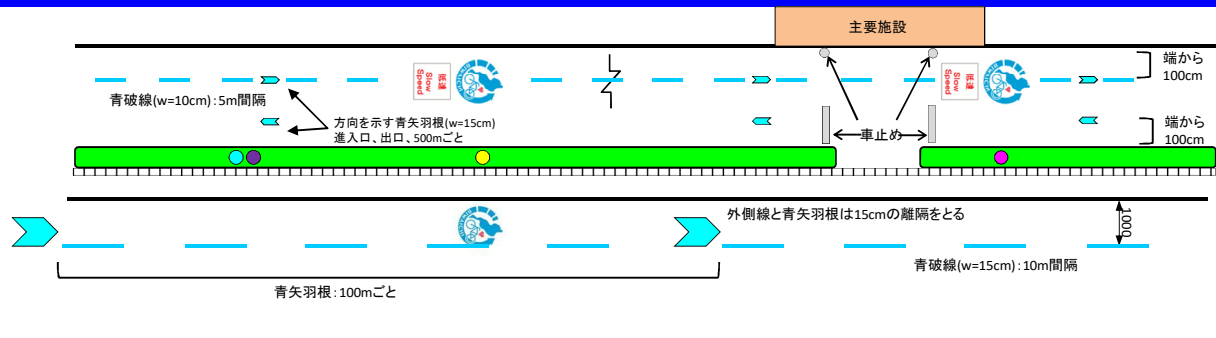
- 上級コース、低速コースで異なる青破線により走行形態とルートを明示
 - ・上級は10m間隔（w=15cm）、低速は5m間隔（専用道路:w=10cm、車道混在:w=15cm）
- 一定間隔の路面表示と案内看板によりルートと注意喚起を明示
 - ・5kmごとの距離標とロゴマークの路面表示（低速コースには注意喚起も）
 - ・車道部は100mごとに青矢羽根（大）、専用道路部等では500mごとに青矢羽根（極小）



2

ルート案内と注意の表示

自転車歩行者専用道路区間について



路面表示

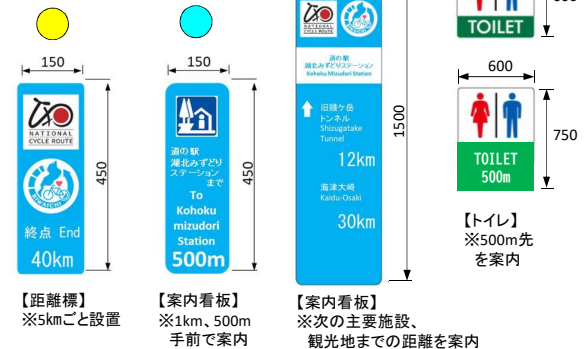
【専用道路】



【車道部】



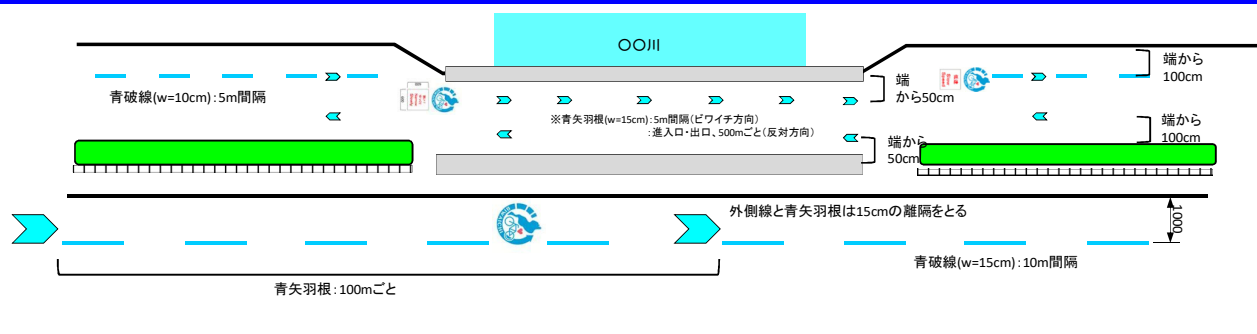
案内看板等



3

ルート案内と注意の表示

自転車歩行者専用道路・狭小区間について

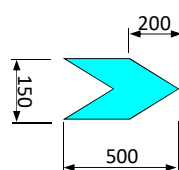


路面表示

【専用道路(一般部)】



【専用道路(橋梁部等)】



青矢羽根(極小)

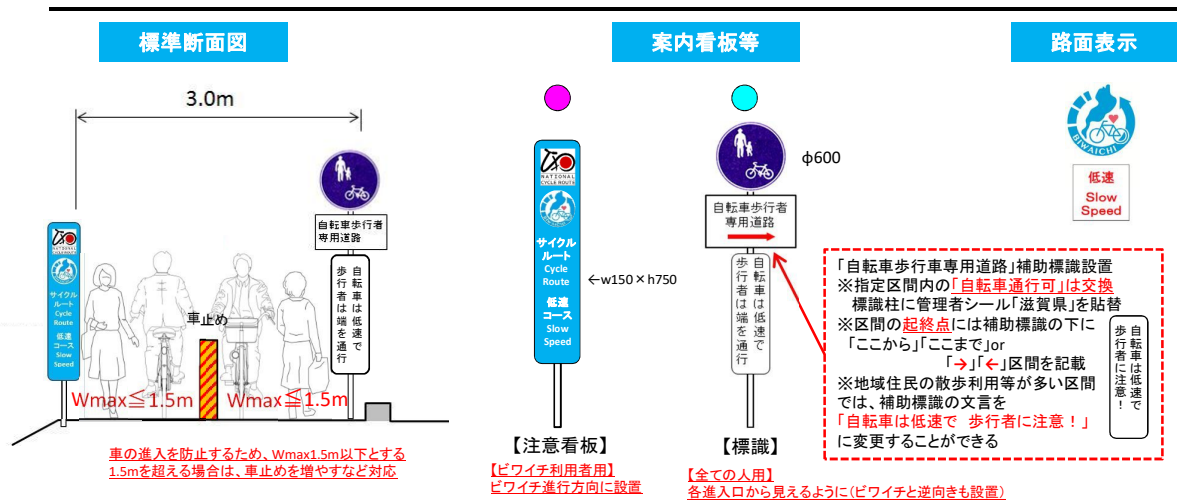
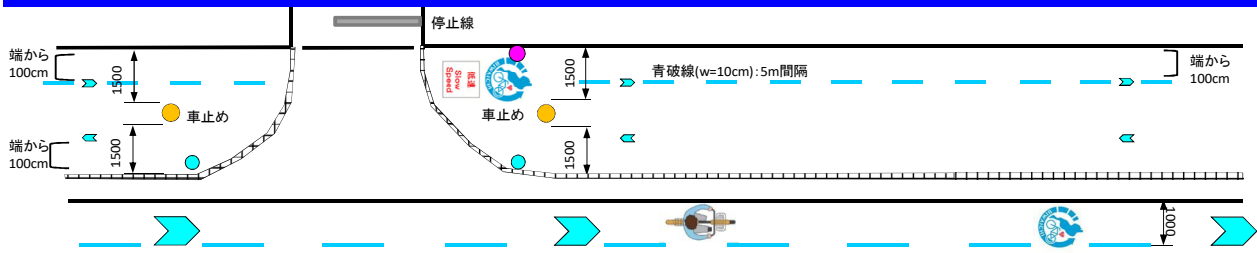
【専用道路(一般部)】
進入口、出口、500mごと両方向に設置

【専用道路(橋梁部等)】
5m間隔(びわいち方向のみ)
※専用道路のうち狭小区間(3m未満)を対象

4

ルート案内と注意の表示

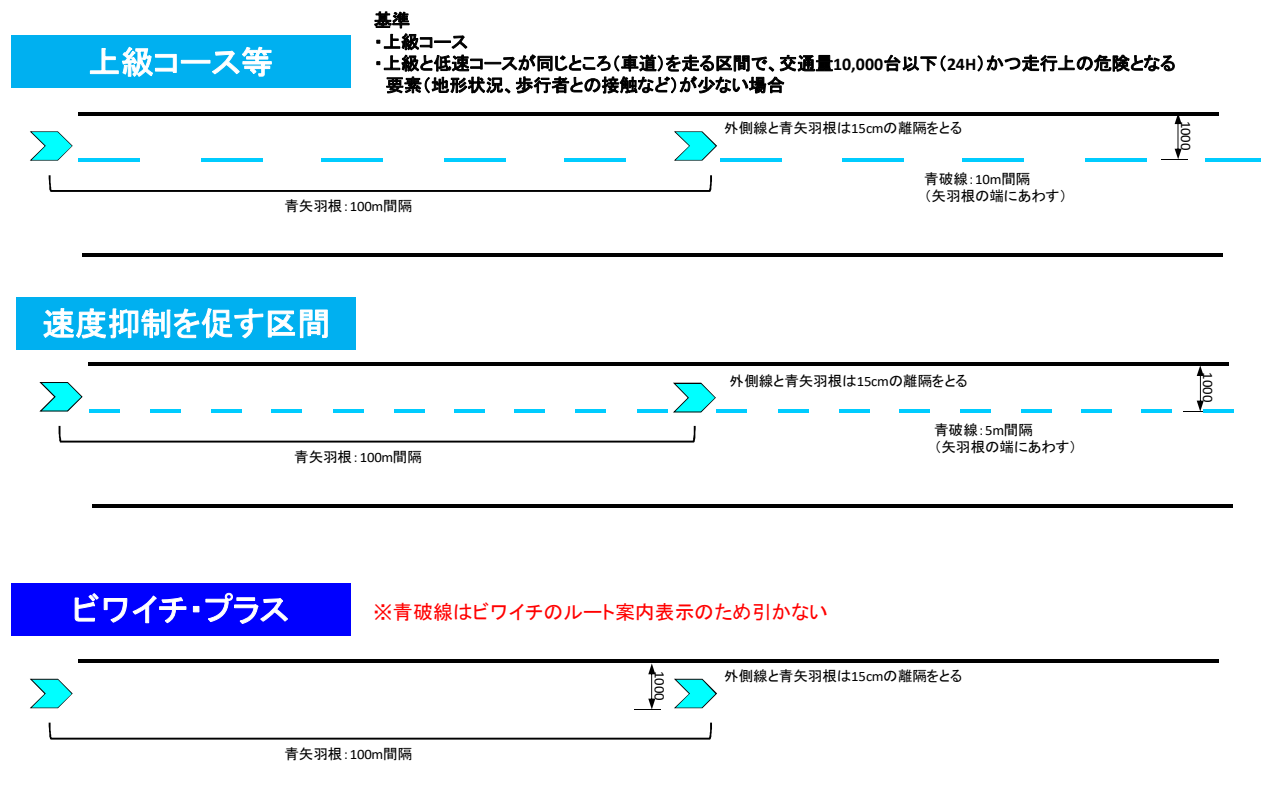
自転車歩行者専用道路指定区間・進入口について



5

ルート案内と注意の表示

車道混在型区間について(区画線・青矢羽根)

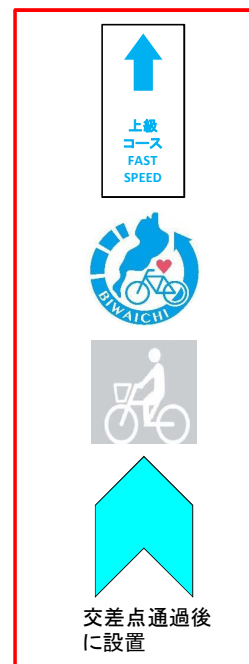
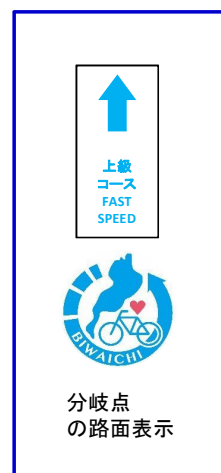
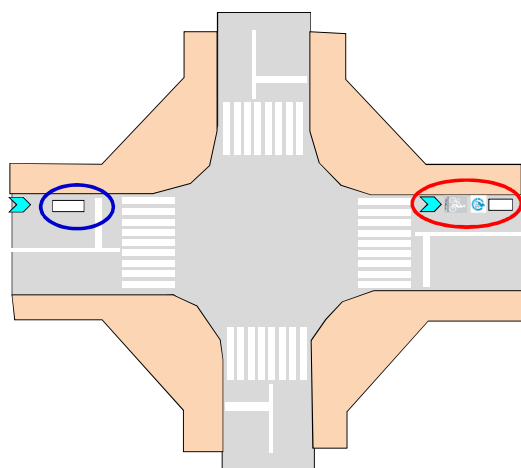


6

ルート案内と注意の表示

車道混在型区間について(自転車ピクトグラム+ロゴマークの設置)

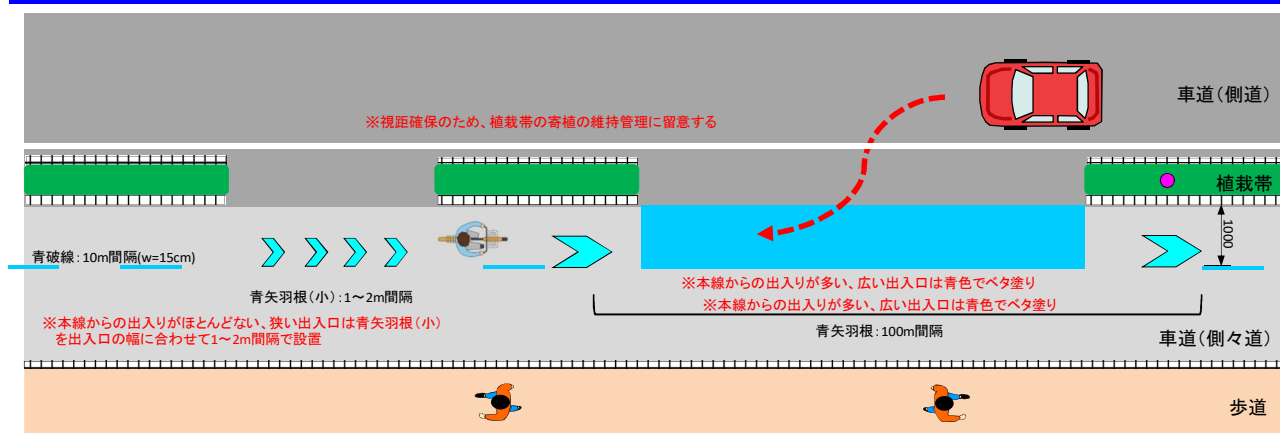
【一般的な交差点】



7

ルート案内と注意の表示

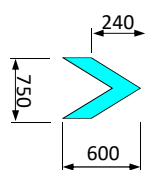
【参考】車道混在型区間について(車両への注意喚起、EX:側道区間)



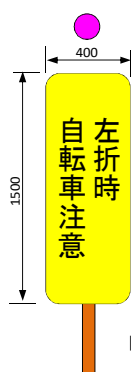
路面表示・案内看板



【路面のカラー化】
※本線からの出入りが多く、広い出入口
※緑石から幅1.0m



【青矢羽根(小)】
※本線からの出入りがほとんどない、狭い出入口
※出入口の幅に合わせて1~2m間隔で設置
※緑石から1.0m



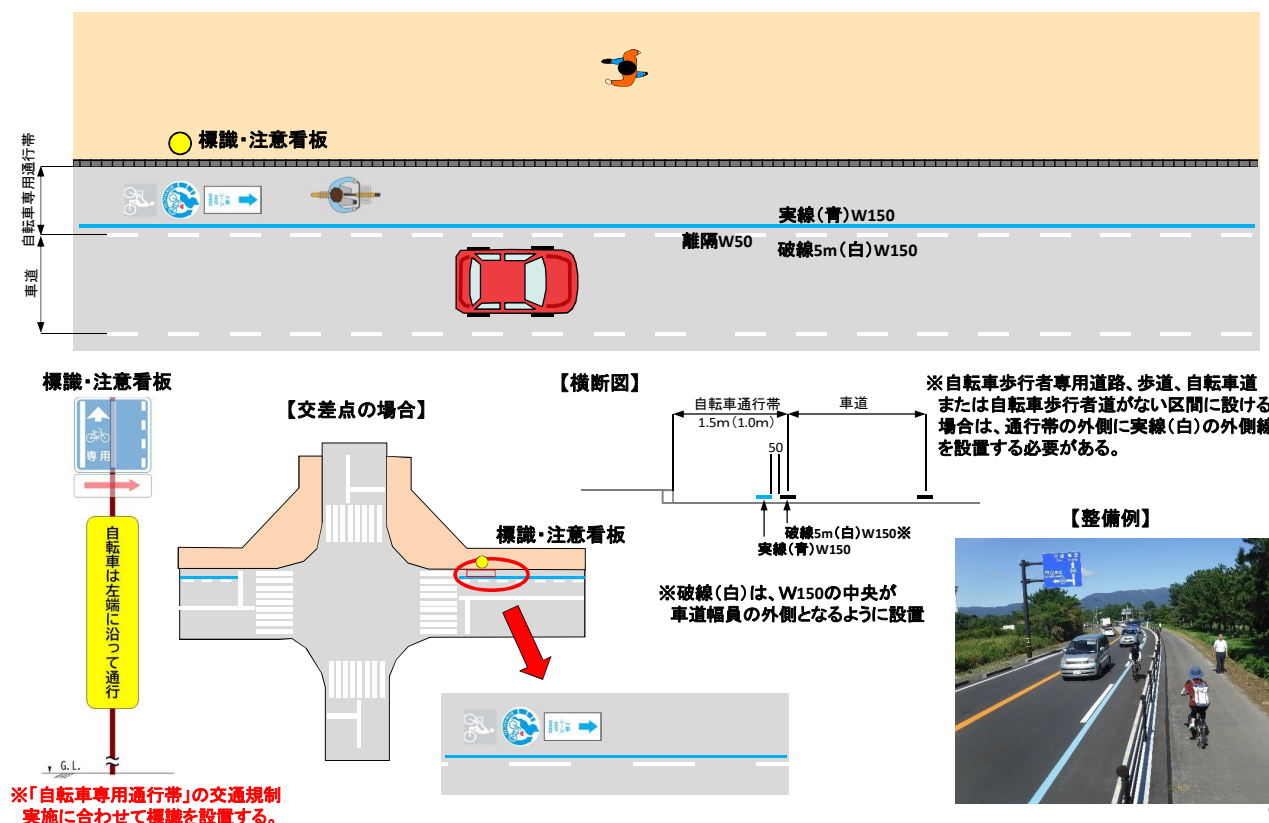
【注意看板(イメージ)】
※出入口手前に設置

【整備例】



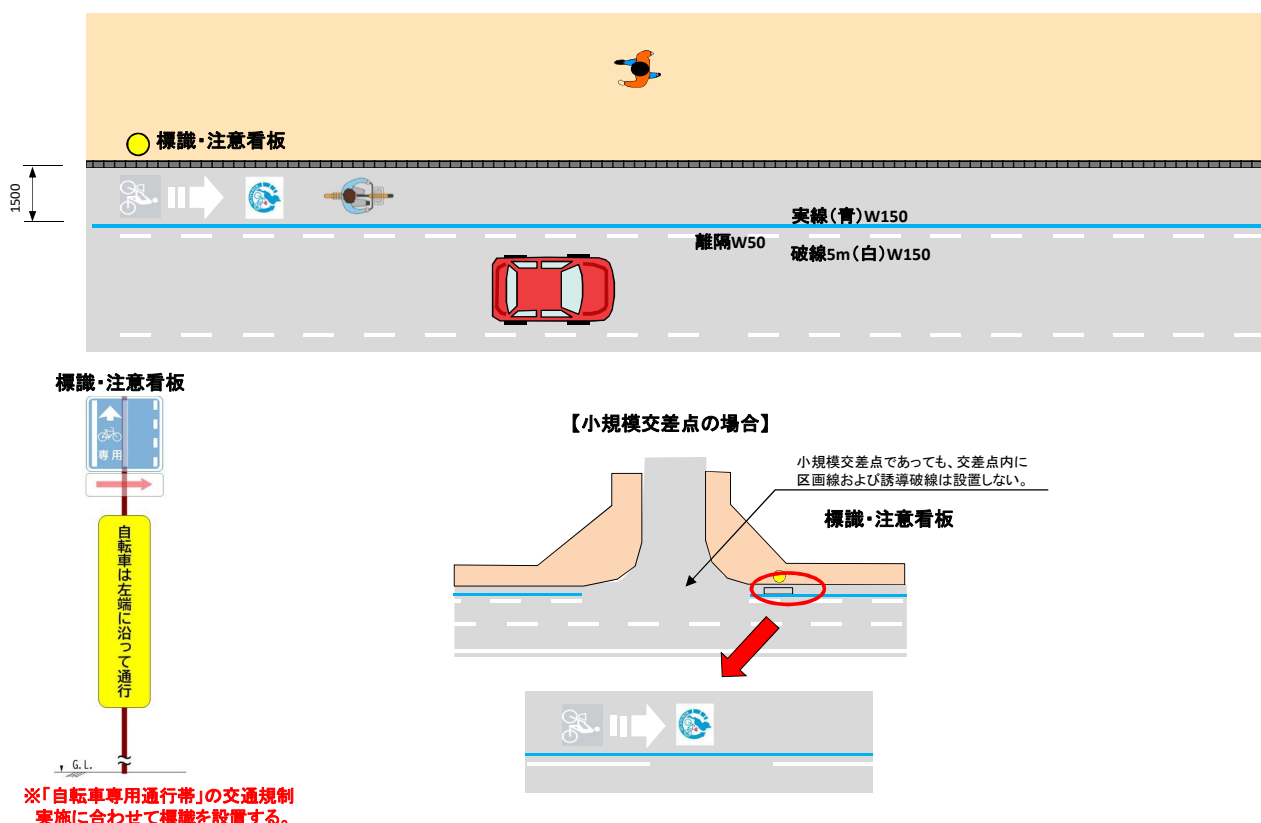
8

自転車専用通行帯について(自転車歩行者専用道路または歩道あり)



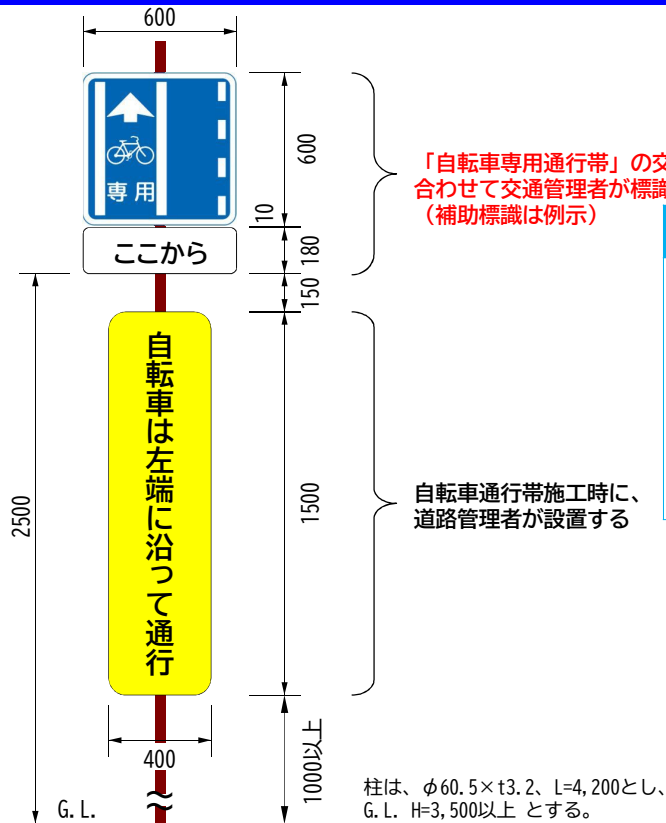
9

自転車専用通行帯について(小規模交差点・停止線がない場合)



10

自転車専用通行帯について(標識・注意看板)

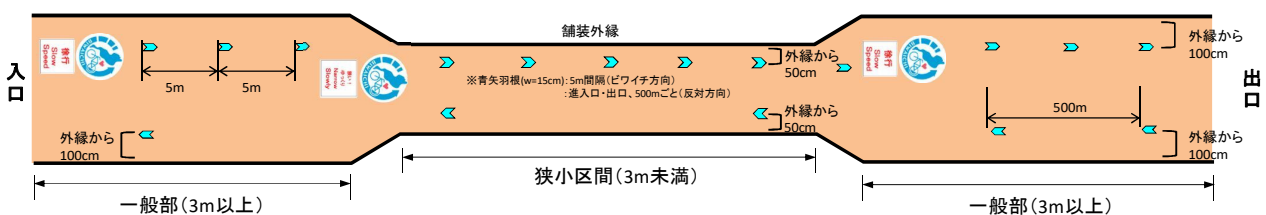


設置場所

- 歩道または自転車歩行者専用道路の車道よりの路端とする。
- 工区の起終点に設置する。ただし、既に標識柱がある場合は、設置しない。
- 低速コース用の標識・案内看板等と干渉する場合もあるため、設置場所については、交通管理者と調整すること。

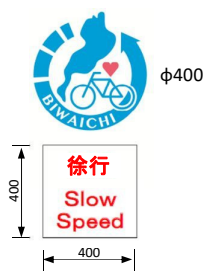
11

【参考】公園内通路区間(一般部・狭小区間・見通しの悪い区間)



路面表示

①ロゴマーク+注意喚起



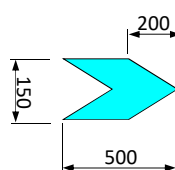
※公園内通路入口
施設近接箇所
狭小区間終了部

②ロゴマーク+注意喚起



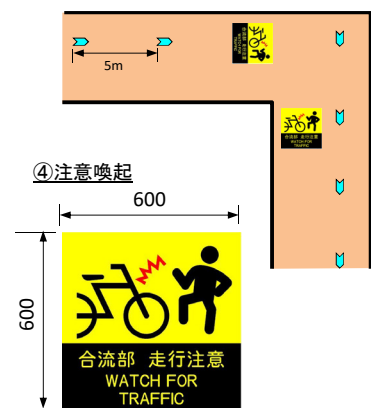
※狭小区間手前部

③青矢羽根(極小)



【ビワイチ方向】
※5m間隔で設置
※一般部では外縁から100cm
※狭小区間では外縁から50cm
【反対方向】
※入口、出口、500mごとに設置
※狭小区間の入口、出口で設置
※一般部では外縁から100cm
※狭小区間では外縁から50cm

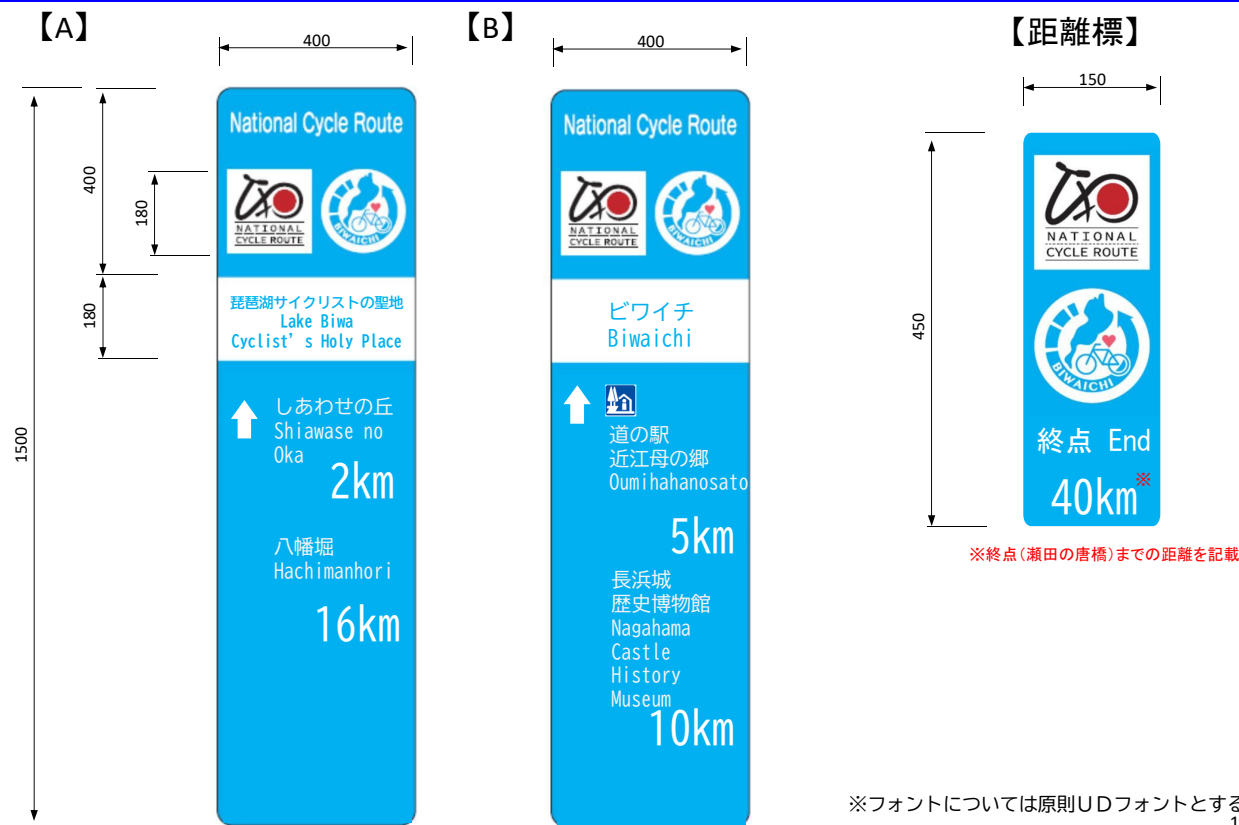
【直角カーブ等、見通しの悪い箇所】



【ビワイチ方向】
【反対方向】
※見通しの悪い箇所の前後に設置

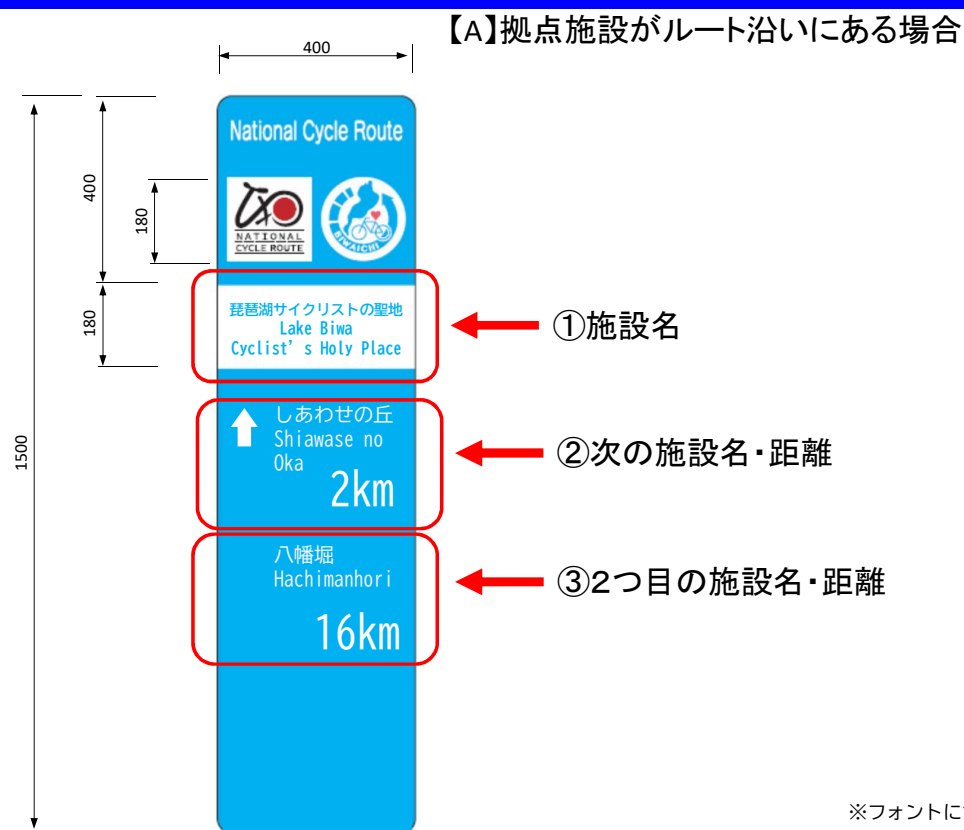
12

拠点施設に設置する看板・距離標



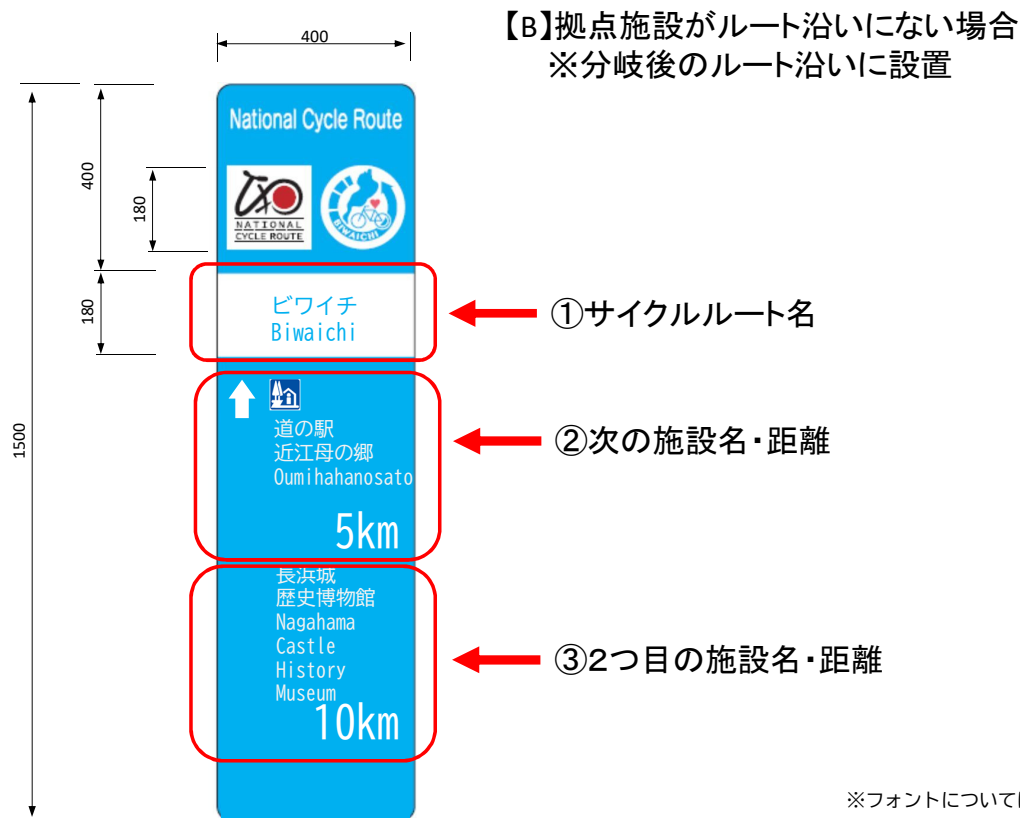
13

拠点施設に設置する看板・距離標



14

拠点施設に設置する看板・距離標



15

案内看板等について【ビワイチ・プラスの場合】

拠点施設に設置する看板・距離標

【案内看板】



【距離標】



※各ルート終点までの距離を記載

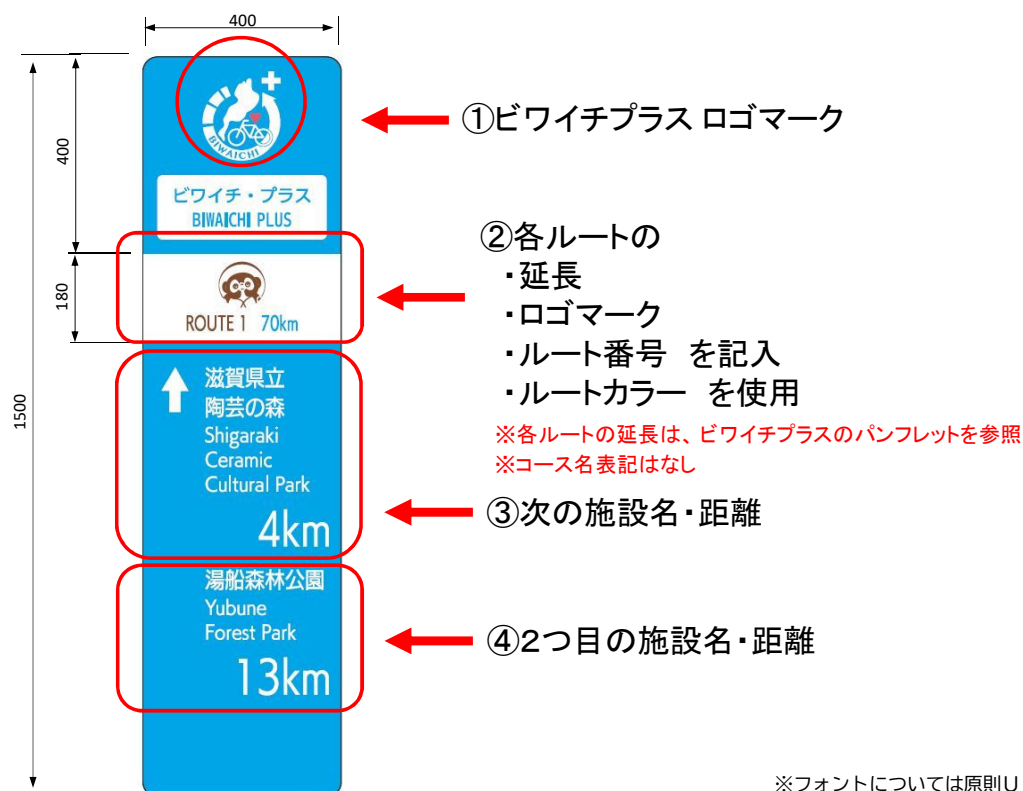
各ルート番号・ロゴ

- | | | |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 草津まちなから
信楽ためぎとお茶の里 |  |
| 2 | 野洲川・日野 |  |
| 3 | 信長の夢 |  |
| 4 | 宇曾川 |  |
| 5 | 中山道 |  |
| 6 | 湖東見どころ |  |
| 7 | 伊吹山麓 |  |
| 8 | 余呉湖の伝統と |  |
| 9 | サイクルージングと〜 |  |
| 10 | 高島ロングライド |  |
| 11 | 南湖一周 |  |

※フォントについては原則UDフォントとする

16

拠点施設に設置する看板・距離標



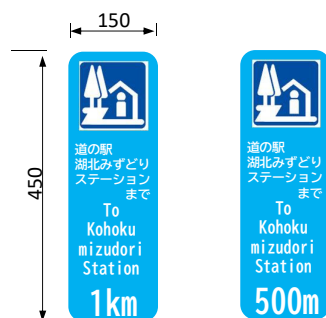
17

案内看板等について

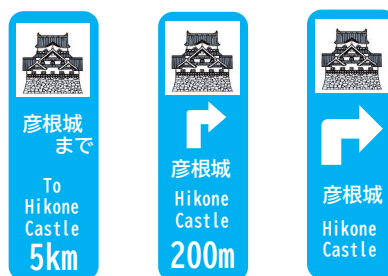
拠点施設に設置する看板・距離標(分岐点)

※ビワイチ・プラスも同様とする

【A】拠点施設がルート沿いにある場合



【B】拠点施設がルート沿いにならない場合

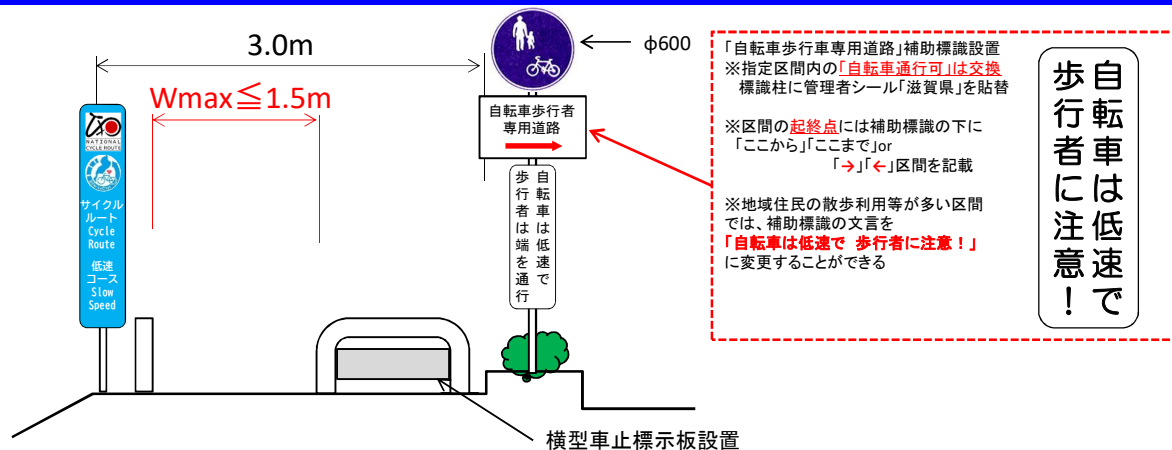


◇施設ピクトがない場合は、ビワイチロゴを使用

※フォントについては原則UDフォントとする

18

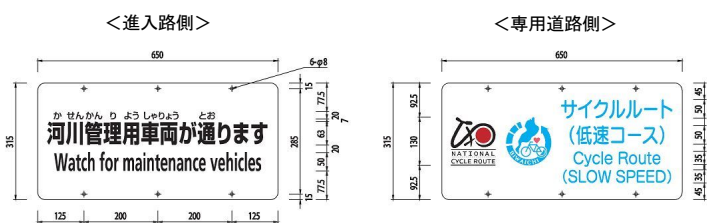
湖岸堤・管理用道路の安全対策(水資源機構)



<整備対象>



○横型車止標示板の標示内容



19

湖岸堤・管理用道路について(水資源機構)

○自転車歩行者専用道路へ一般車の乗り入れが物理的に不可能な箇所については、
車止めの撤去を行う

置式ガードレール



EX)

置基礎ガードレールが設置されている箇所

車止め



EX)

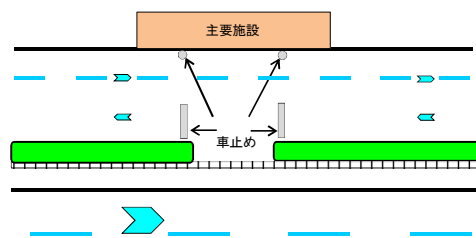
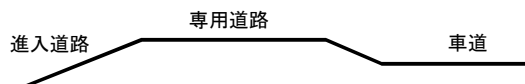
車道境界部に車止めが設置されている箇所
公園等からの出入りも閉鎖されている箇所

20

湖岸堤・管理用道路について(水資源機構)

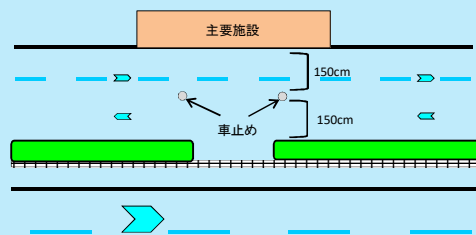
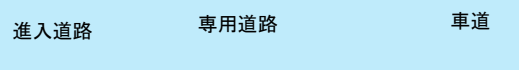
○自転車歩行者専用道路の車両進入口の形状により、車止めの設置位置を変更する

○進入口がマウンドアップ形式の場合



※既存のまま

○進入口がフラット形式の場合

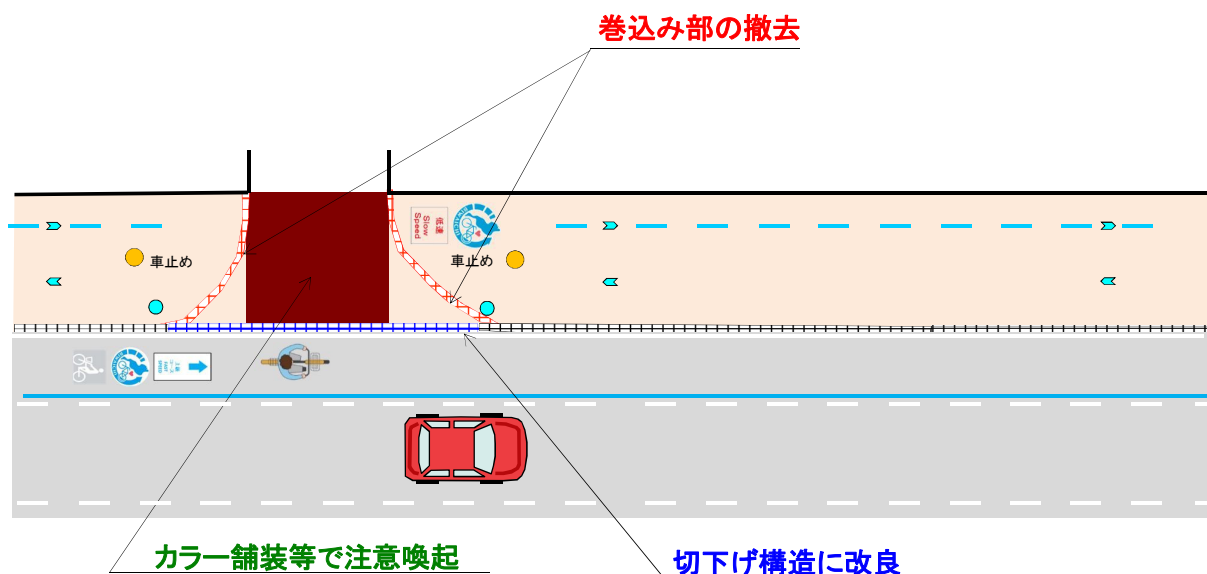


※車止めの改修
(1本へ)

21

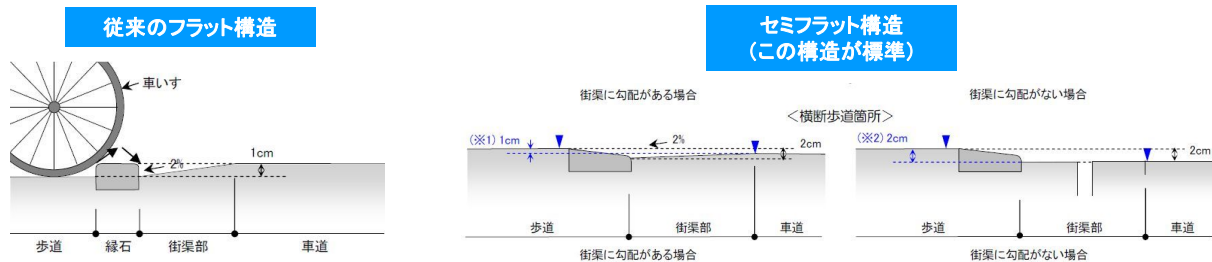
自転車歩行者専用道路【巻込み部→切下げへの改良】

○民間施設の出入口など、本来巻込み部構造とする必要のない進入路部分については、切下げ構造に改良する

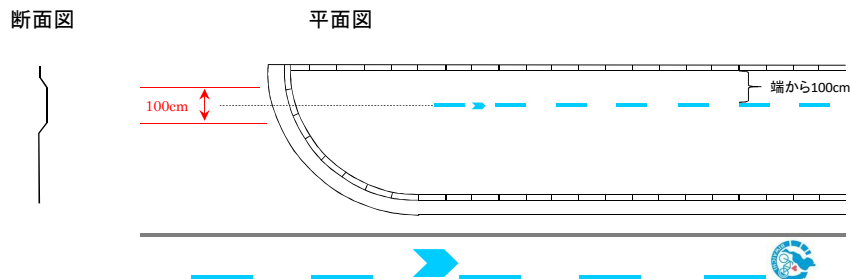


22

自転車歩行者専用道路【巻込み部段差改善】



段差の改善例



従来のフラット構造で段差が1cmを超えているところについて

- ・方法1：巻込み部をセミフラット構造に改善する。
- ・方法2：方法1が舗装の取付け等により全ての巻込み部を改善することが難しい場合は、自転車の占有幅を考慮し、青破線の延長位置で幅100cm(ブロック2個分程度)を段差1cm以下に解消する。その場合は隣接するブロックとは滑らかに擦り付ける。

23

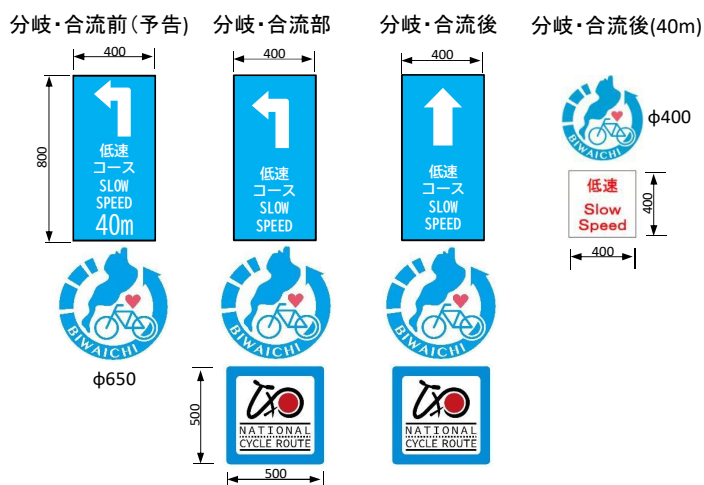
ルート案内と注意の表示

分岐点でのルート案内(走行形態分岐・合流点) 路面表示

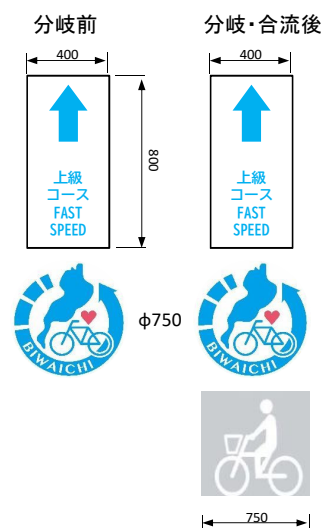
○右左折の分岐合流箇所では前後で案内看板と路面表示により案内

- ・分岐合流前200m、分岐合流前10m、分岐合流後10m程度の位置で案内看板
- ・分岐合流前40m、分岐合流点、分岐合流後で路面表示

路面表示【低速ルート】



路面表示【上級ルート】

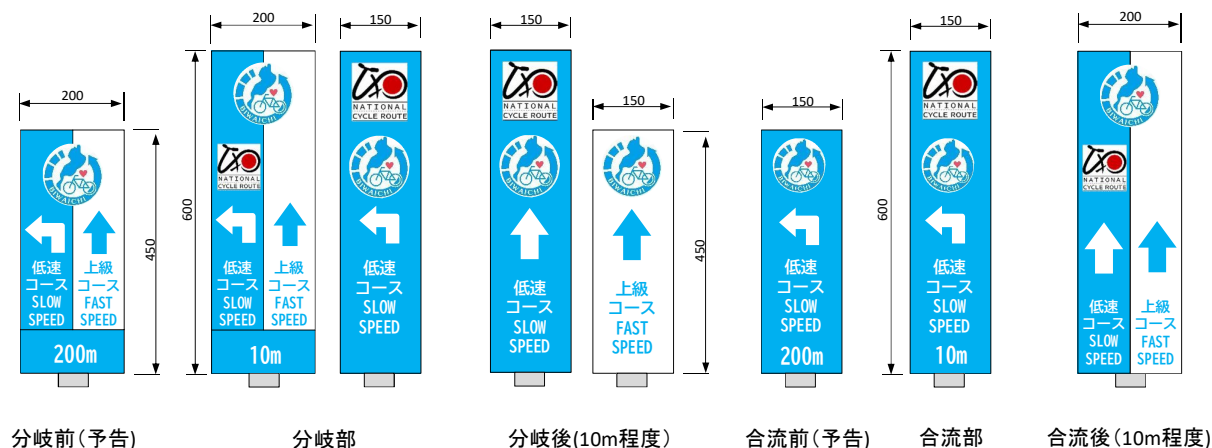


※フォントについては原則UDフォントとする

24

分岐点でのルート案内 案内看板(分岐・合流点)

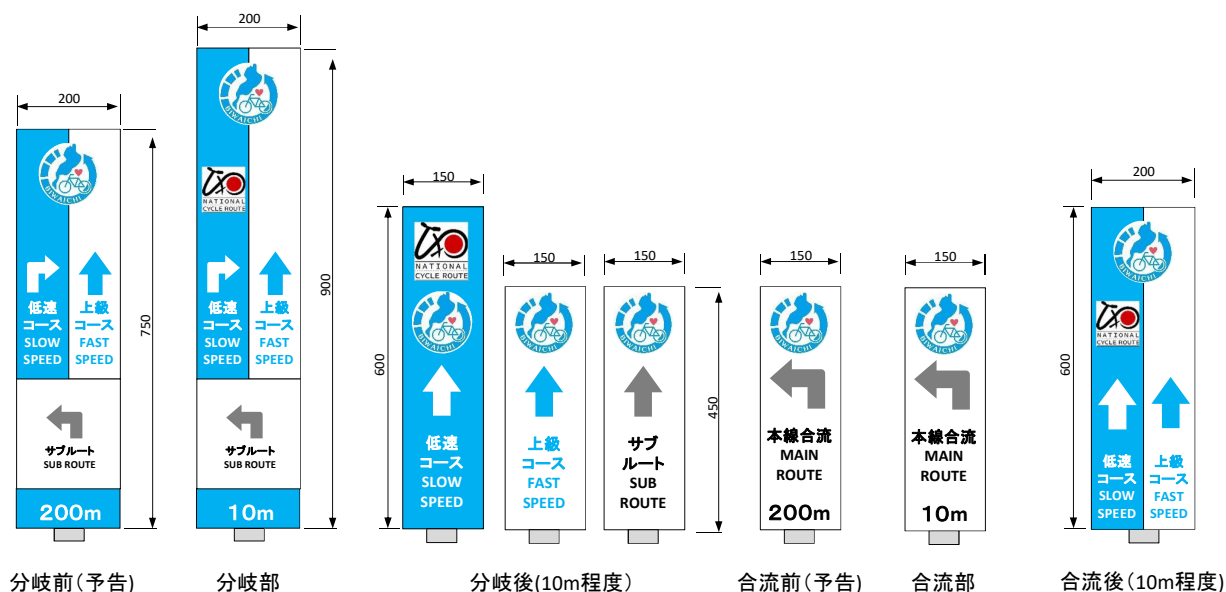
案内看板(走行形態)



※フォントについては原則UDフォントとする
25

サブルート分岐点でのルート案内 案内看板(分岐・合流点)

案内看板(サブルート)



※フォントについては原則UDフォントとする
26

分岐点でのルート案内 案内看板分岐点のルール

案内看板(走行形態)

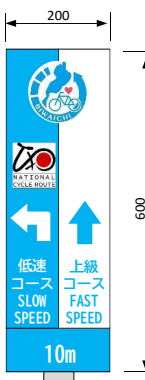
【車道混在】
※上級と低速コース
が同じところ(車道)を
走る区間

→縦に並べる。

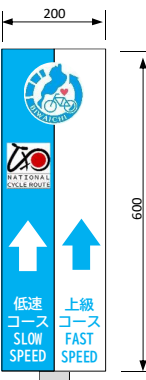
【専用道路】
※上級は車道、低速は
専用道路を平行して走
る区間

→横に並べる。

分岐前(予告)



合流後



※フォントについては原則UDフォントとする
27

ルート案内と注意の表示【ビワイチ・プラスの場合】



分岐点でのルート案内 路面表示

○路面表示・案内看板の設置位置については、ビワイチのルールに準ずる

路面表示

分岐・合流前(予告)

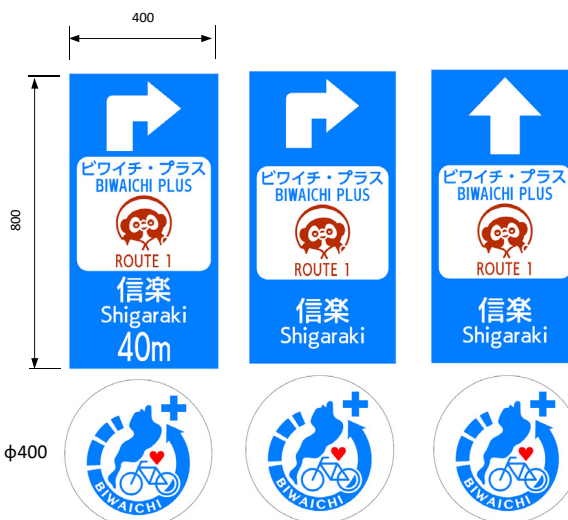
分岐・合流部

分岐・合流後



①各ルートの
・ロゴマーク
・ルート番号 を記入
・ルートカラー を使用
※コース名表記はなし

②各ルート上で目標となる
主要な地名を記入



※フォントについては原則UDフォントとする
28

分岐点でのルート案内 路面表示

- 路面表示・案内看板の設置位置については、ビワイチのルールに準ずる
- 他府県や他サイクルコースへのアクセスルートには案内看板を設置する

案内看板

分岐・合流前(予告)

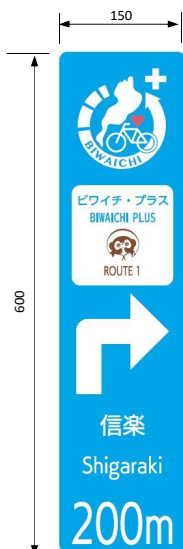
分岐・合流部

分岐・合流後

【アクセスルートへ設置する看板】

ビワイチ・プラスへの
ルート案内

ビワイチへの
ルート案内



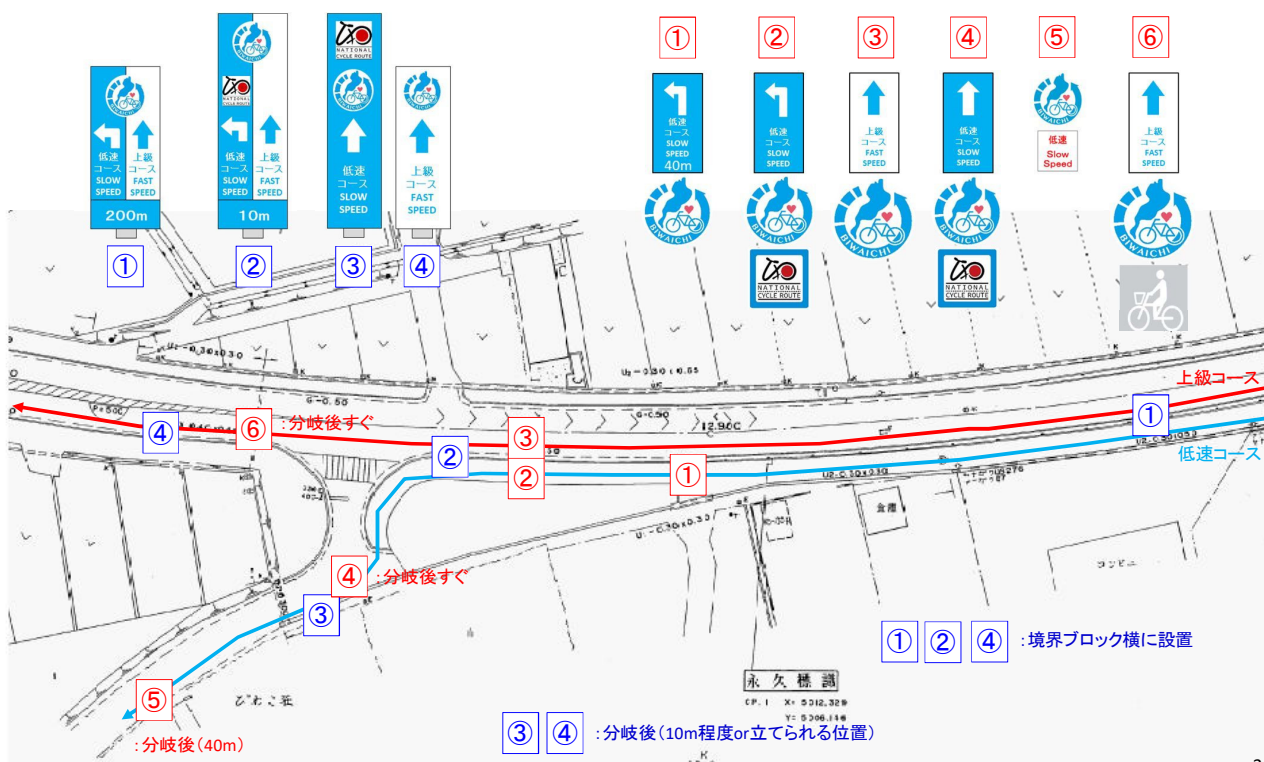
※フォントについては原則UDフォントとする
29

ルート案内と注意の表示

路面表示等による全区間でのルート案内(分岐部)【例】

案内看板

路面表示

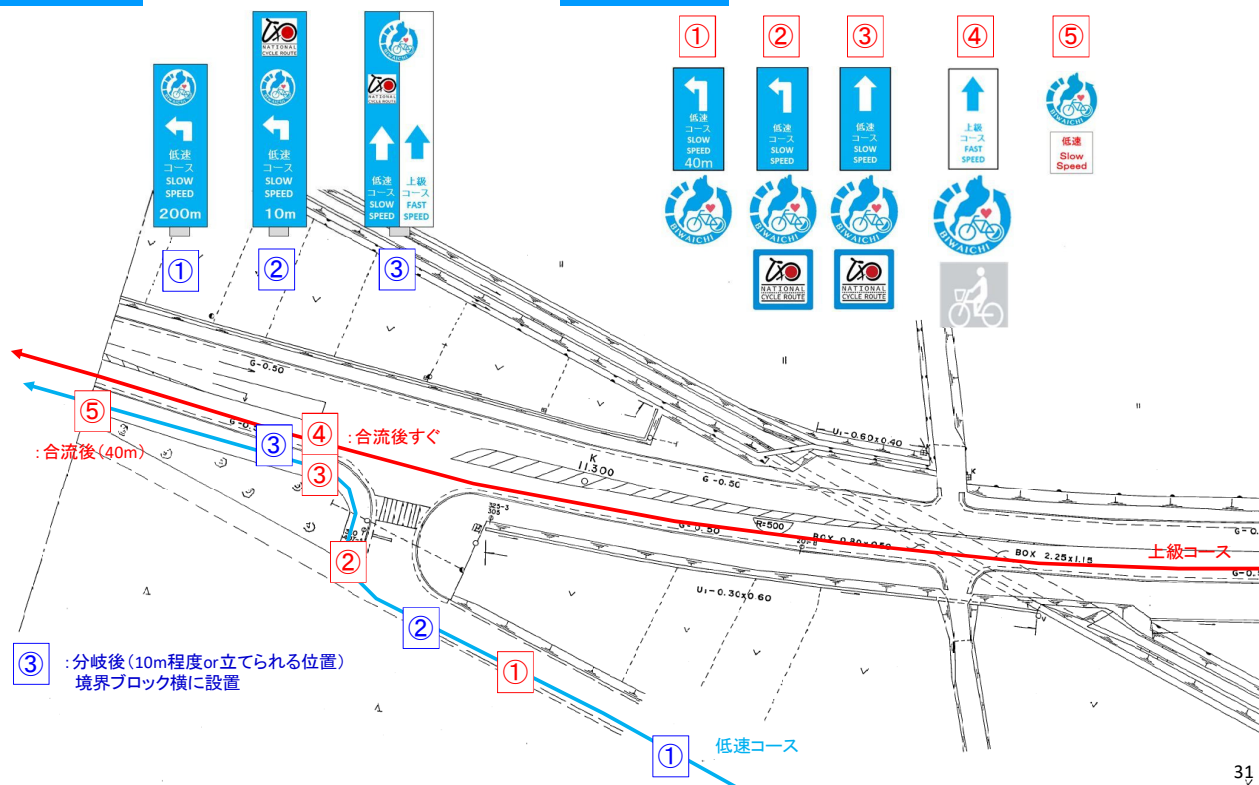


ルート案内と注意の表示

路面表示等による全区間でのルート案内(合流部)【例】

案内看板

路面表示

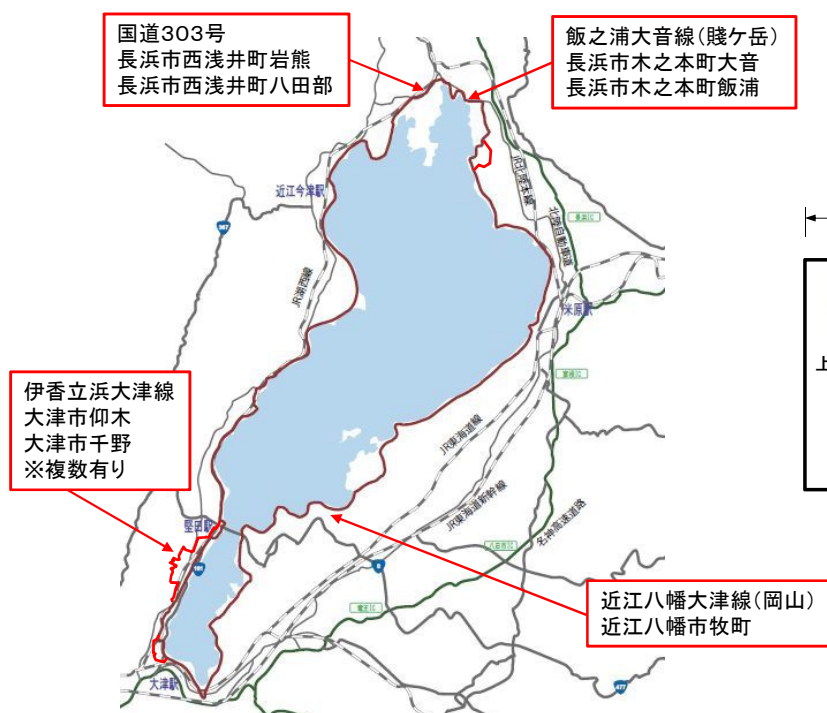


31

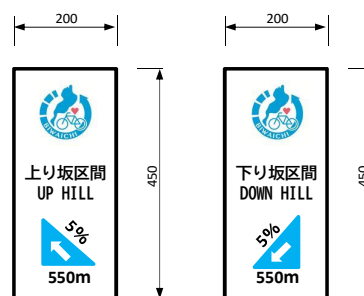
ルート案内と注意の表示

注意看板・路面表示等について(急勾配区間)

【急勾配区間】 ※縦断勾配3%以上



案内看板



32

ルート案内と注意の表示

注意看板・路面表示等について(狭小区間)

【狭小トンネル等区間】



路面表示



33

ルート案内と注意の表示

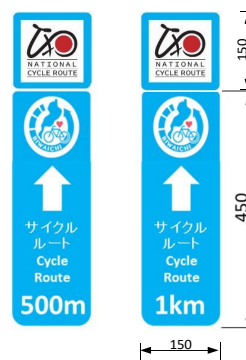
注意看板・路面表示等について(ゲートウェイ)

【ゲートウェイ案内】

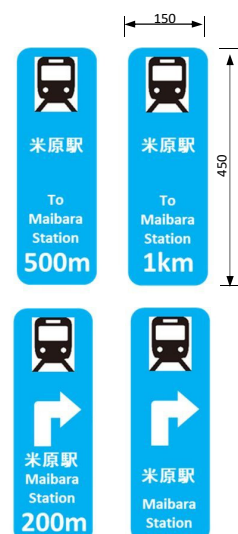


案内看板

【びわい치ルート案内】



【ゲートウェイ案内】



34

【参考】注意看板・路面表示等について(その他注意喚起)

路面表示



注意看板



35

ルート上の維持管理について

ビワイチサイクルルート 自転車走行環境管理項目(点検の主な視点)

箇所	視点
路面	車道舗装の“こぶ”やマンホールの段差はないか
	認識しにくい段差はないか
	平坦か(舗装のひび割れ、剥がれはないか)
	進行方向と平行方向の段差はないか(ガッター、側溝との境界についても)
	進行方向と平行方向に開いた穴ぼこはないか(舗装ひび割れ)
	路肩等に草が大きく浸食し、通行の支障となっていないか
	路肩が崩れていないか
	ゴミ、落ち葉、砂、占用物件等が走行の支障となっていないか
走行空間	草木繁茂により通行幅が著しく狭くなっていないか
	標識、看板、置き基礎式ガードレール、占用物件、不法占用物件が走行の支障になっていないか
	交差点や沿道出入口等において、草、植栽帯、占用物件などにより視界が妨げられていないか
	専用道路巻込み部が走行上の不快な段差となっていないか(切下げ型への改修)
	撤去した車止めの基礎等が残置され、走行上の不快な段差となっていないか(基礎の撤去)
案内標識・看板 路面表示、距離標	草木繁茂により視認困難となっていないか
	案内看板の向きがあっているか
	路面表示の視認性が高い状態で保たれているか(はがれていないか)
	ぐるっとびわ湖サイクリン(旧ビワイチ)の看板が残置されていないか
側溝	おおむね1cm以上の側溝蓋(グレーチング)の隙間はないか(特に進行方向と平行)
	グレーチングが裏向きとなっていないか
車止め等	本体の視認性が高い状態で保たれているか(よごれ、劣化等)
	草繁茂により視認困難となっていないか
	反射材の剥離等はないか
	自転車の通行できる間隔となっているか

36

自転車走行環境管理項目（点検の主な視点） 例



土砂流出



樹木の根による舗装の隆起



植栽帯による視距不良



障害物（移動式ガードレール）

37

自転車走行環境管理項目（点検の主な視点） 例



車止め（看板復旧、基礎撤去（段差改善）



植栽による視距不良（車両進入口等）



不要な車止めの除去
（進入口に車止めがあり、不要と考えられるもの）



専用道路の巻込部の段差改善

38

自転車走行環境管理項目（点検の主な視点） 例



ぐるっとびわ湖サイクルラインの看板残置
(ルート案内看板)



ぐるっとびわ湖サイクルラインの看板残置
(距離標)



路面表示のはがれ



巻込み部の段差

一次堆雪幅設置図

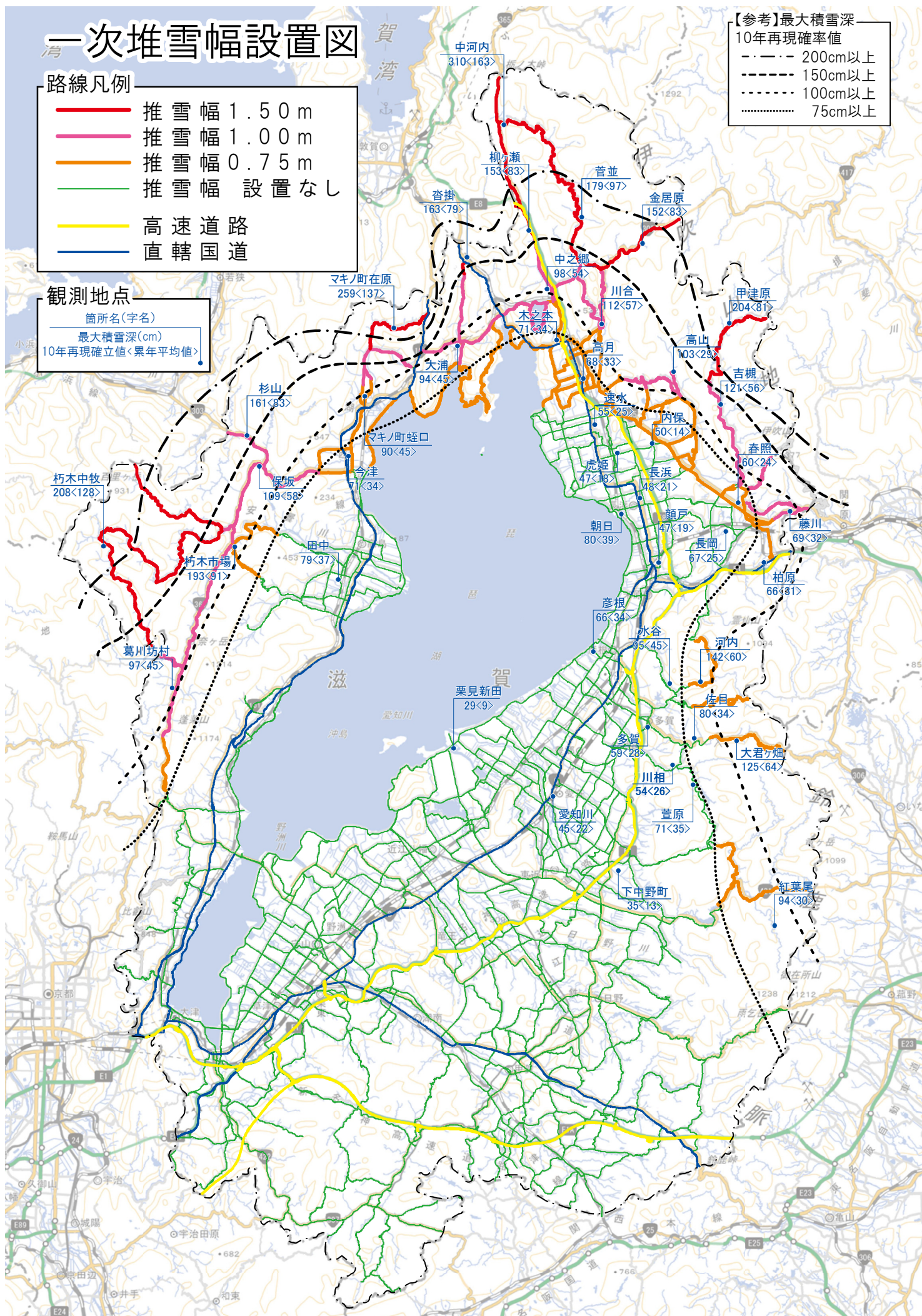
路線凡例

- 推雪幅 1.50 m
- 推雪幅 1.00 m
- 推雪幅 0.75 m
- 推雪幅 設置なし
- 高速道路
- 直轄国道

観測地点

箇所名(字名)
最大積雪深(cm)
10年再現確立値<累年平均値>

【参考】最大積雪深
10年再現確率値
- - - 200cm以上
- - - 150cm以上
- - - 100cm以上
- - - 75cm以上



《参考：年度毎の最大積雪深データと最大10ヵ年再現確率値の算出》

■積雪データ

(単位：cm)

観測年度	湖東土木事務所									長浜土木事務所												
	彦根市 彦根	多賀町 多賀	多賀町 水谷	多賀町 河内	多賀町 川相	多賀町 萱原	多賀町 佐目	多賀町 大君ヶ畑	愛荘町 愛知川	長浜市 長浜	米原市 柏原	米原市 長岡	米原市 甲津原	米原市 吉規	米原市 春照	米原市 藤川	米原市 鍋戸	米原市 朝日	長浜市 内保	長浜市 高山	虎姫町 虎姫	湖北町 連水
平成27年度	29	26	33	42	22	29	32	49	8	19	27	21	59	42	19	28	18	52	21	42	14	18
平成28年度	31	54	99	94	61	73	80	118	49	31	38	30	150	114	47	47	24	28	44	104	26	41
平成29年度	60	35	48	52	30	41	42	77	33	40	48	43	139	71	38	39	24	49	46	68	42	50
平成30年度	42	16	32	44	11	21	0	59	11	6	11	7	43	15	10	17	2	43	5	10	0	9
令和元年度	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	16	10	5	11	0	13	0	0	0	0
令和2年度	8	0	0	8	0	3	2	11	0	0	25	0	0	0	0	0	8	9	0	0	0	0
令和3年度	35	64	91	105	50	68	73	132	37	48	79	69	170	122	54	79	51	38	0	0	45	54
令和4年度	73	20	25	23	25	33	25	38	32	5	8	4	86	46	4	13	5	91	0	0	4	7
令和5年度	24	25	60	180	18	30	36	68	20	38	43	47	1	71	48	61	30	11	0	0	39	42
令和6年度	32	44	61	55	39	54	54	90	26	18	25	22	142	66	19	21	29	51	28	65	14	28
最大積雪深 累年平均値 (cm)	34.1	28.4	44.9	60.3	25.6	35.2	34.4	64.2	21.6	20.5	30.8	24.5	80.6	55.7	24.4	31.6	19.1	38.5	14.4	28.9	18.4	24.9
最大積雪深 10ヶ年再現確率値 (cm)	66.0	59.4	94.9	141.8	53.5	71.3	79.9	124.8	44.6	47.7	66.1	67.2	204.2	121.4	59.5	69.1	46.6	79.8	49.5	102.6	47.4	55.2

※青字：気象庁公表値

(単位：cm)

観測年度	長浜土木事務所（木之本支所）										高島土木事務所							大津土木事務所		東近江土木事務所		
	高月町 高月	木之本町 金居原	木之本町 川合	木之本町 木之本	余呉町 中之郷	余呉町 菅並	余呉町 柳ヶ瀬	余呉町 中河内	西浅井町 菅掛	西浅井町 大浦	マキノ町 在原	マキノ町 蛸口	高島市 弓津	高島市 保坂	高島市 杉山	高島市 杵木市場	高島市 杵木中牧	高島市 田中	大津市 菟川坊村	東近江市 栗見新田	東近江市 紅葉尾	東近江市 下中野町
平成27年度	18	56	32	17	35	59	52	85	33	16	56	20	17	26	28	23	78	8	20	—	—	—
平成28年度	51	124	90	59	95	136	124	180	134	68	204	88	83	127	152	117	198	90	117	—	—	—
平成29年度	54	129	71	60	88	169	144	271	145	69	252	55	42	54	81	78	144	67	85	—	—	—
平成30年度	10	16	6	5	12	17	17	52	17	16	93	23	14	34	43	74	116	21	41	—	—	—
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	7	0	22	30	0	55	0	31	2	0	0
令和2年度	26	115	66	31	56	128	98	202	86	42	130	29	24	41	75	53	78	21	0	11	30	17
令和3年度	72	144	94	70	96	172	154	245	157	103	268	100	61	149	216	204	215	61	0	19	98	30
令和4年度	14	46	39	16	44	71	69	168	62	32	102	21	18	28	45	40	134	26	54	32	59	32
令和5年度	43	69	53	42	49	73	62	102	43	37	56	32	30	38	50	131	76	28	33	14	49	27
令和6年度	37	127	115	40	64	140	108	322	112	63	166	71	53	65	114	189	186	43	67	13	64	25
最大積雪深 累年平均値 (cm)	32.5	82.6	56.6	34.0	53.9	96.5	82.8	162.7	78.9	44.6	137.2	44.6	34.2	58.4	83.4	90.9	128.0	36.5	44.8	9.1	30.0	13.1
最大積雪深 10ヶ年再現確率値 (cm)	67.7	151.7	112.2	70.8	97.7	178.9	153.4	309.7	163.1	94.4	259.1	90.1	71.1	108.9	161.4	193.3	208.0	78.8	96.9	28.5	94.0	34.6

※青字：気象庁公表値

≪参考：年度毎の最大降雪深データと最大10ヵ年再現確率値、及び一次堆積幅員の算出≫

■降雪データ

(単位：cm)

観測年度	湖東土木事務所										長浜土木事務所											
	彦根市 彦根	多賀町 多賀	多賀町 水谷	多賀町 河内	多賀町 川相	多賀町 萱原	多賀町 佐目	多賀町 大君ヶ畑	愛荘町 愛知川	長浜市 長浜	米原市 柏原	米原市 長岡	米原市 中津原	米原市 吉規	米原市 香照	米原市 藤川	米原市 前戸	米原市 朝日	長浜市 内保	長浜市 高山	虎姫町 虎姫	湖北町 速水
平成27年度	19	25	28	28	22	26	32	35	8	19	24	21	23	32	16	28	18	34	21	30	14	18
平成28年度	32	34	49	54	26	36	42	62	37	30	30	27	50	40	30	28	19	31	25	38	21	31
平成29年度	37	28	30	32	21	26	33	45	32	26	42	24	53	39	32	31	12	37	37	38	36	35
平成30年度	22	9	21	28	11	12	0	30	8	7	12	7	22	9	14	11	4	33	5	10	0	10
令和元年度	7	4	14	15	0	8	15	19	0	3	8	7	20	18	10	16	1	17	7	14	3	9
令和2年度	9	29	30	33	29	29	28	42	26	13	25	25	57	47	21	39	17	9	20	47	14	23
令和3年度	33	36	54	79	31	36	38	82	32	46	51	60	99	65	45	63	37	30	43	62	38	46
令和4年度	57	27	28	26	27	33	37	35	34	5	10	10	32	21	11	18	9	53	14	26	6	12
令和5年度	23	19	170	181	12	20	24	44	19	39	43	47	1	72	53	61	31	8	47	65	39	43
令和6年度	26	12	54	37	10	7	8	75	6	5	5	9	40	7	15	6	29	51	9	9	5	9
最大日降雪量 累年平均値 (cm)	26.5	22.3	47.8	51.3	18.9	23.3	25.7	46.9	20.2	19.3	25.0	23.7	39.7	35.0	24.7	30.1	17.7	30.3	22.8	33.9	17.6	23.6
最大日降雪量 10ヶ年再現確率値 (cm)	48.3	37.0	89.2	96.0	32.2	38.5	51.0	73.9	41.1	44.3	50.2	49.2	82.3	69.1	44.6	57.8	36.5	53.1	45.6	64.9	42.2	45.4
算定式に基づく 一次堆雪幅 (m)	1.1	1.1	1.4	1.7	1.0	1.2	1.3	1.6	0.9	1.0	1.1	1.1	2.2	1.6	1.1	1.2	1.0	1.3	1.0	1.4	1.0	1.0

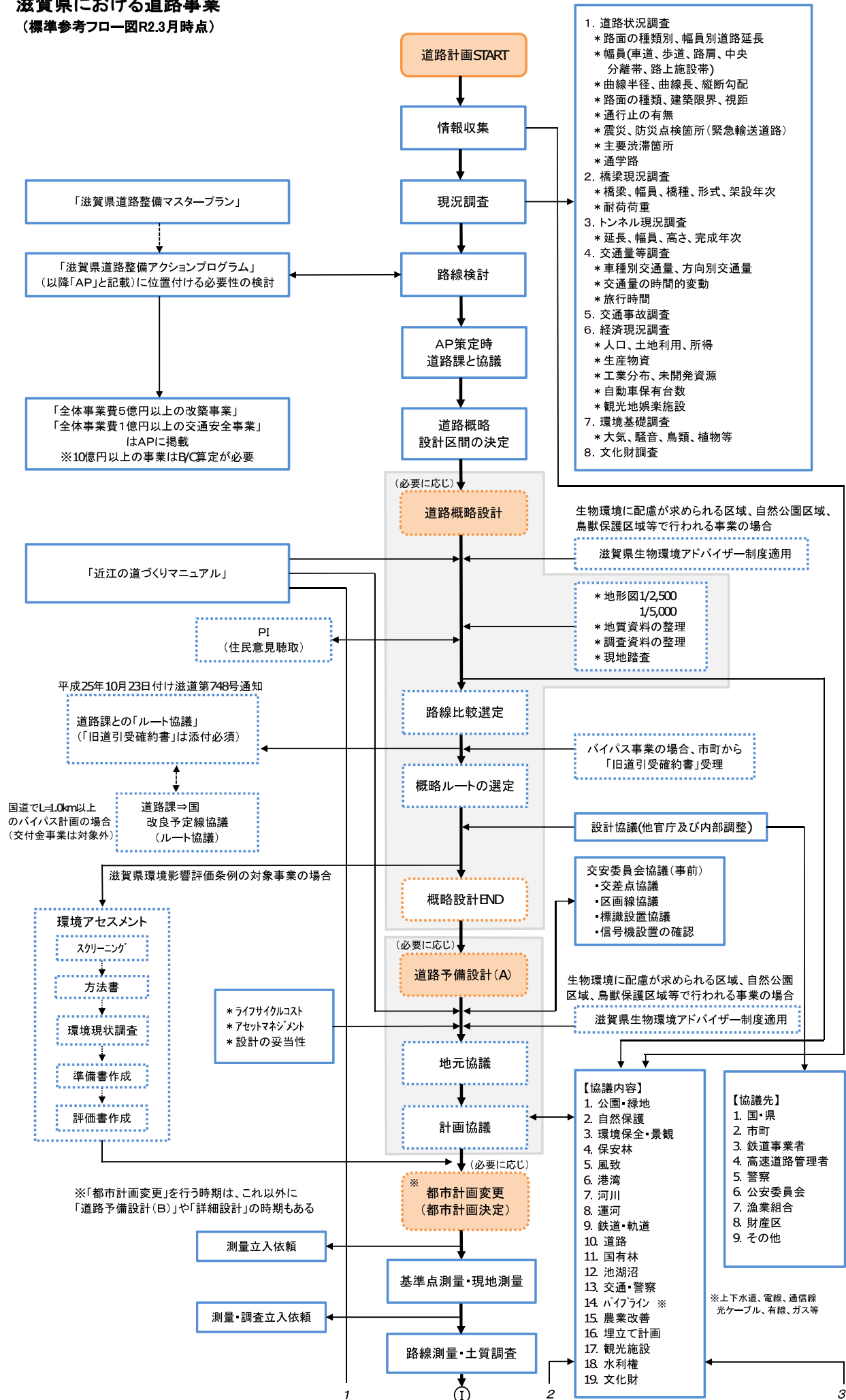
※青字：気象庁公表値

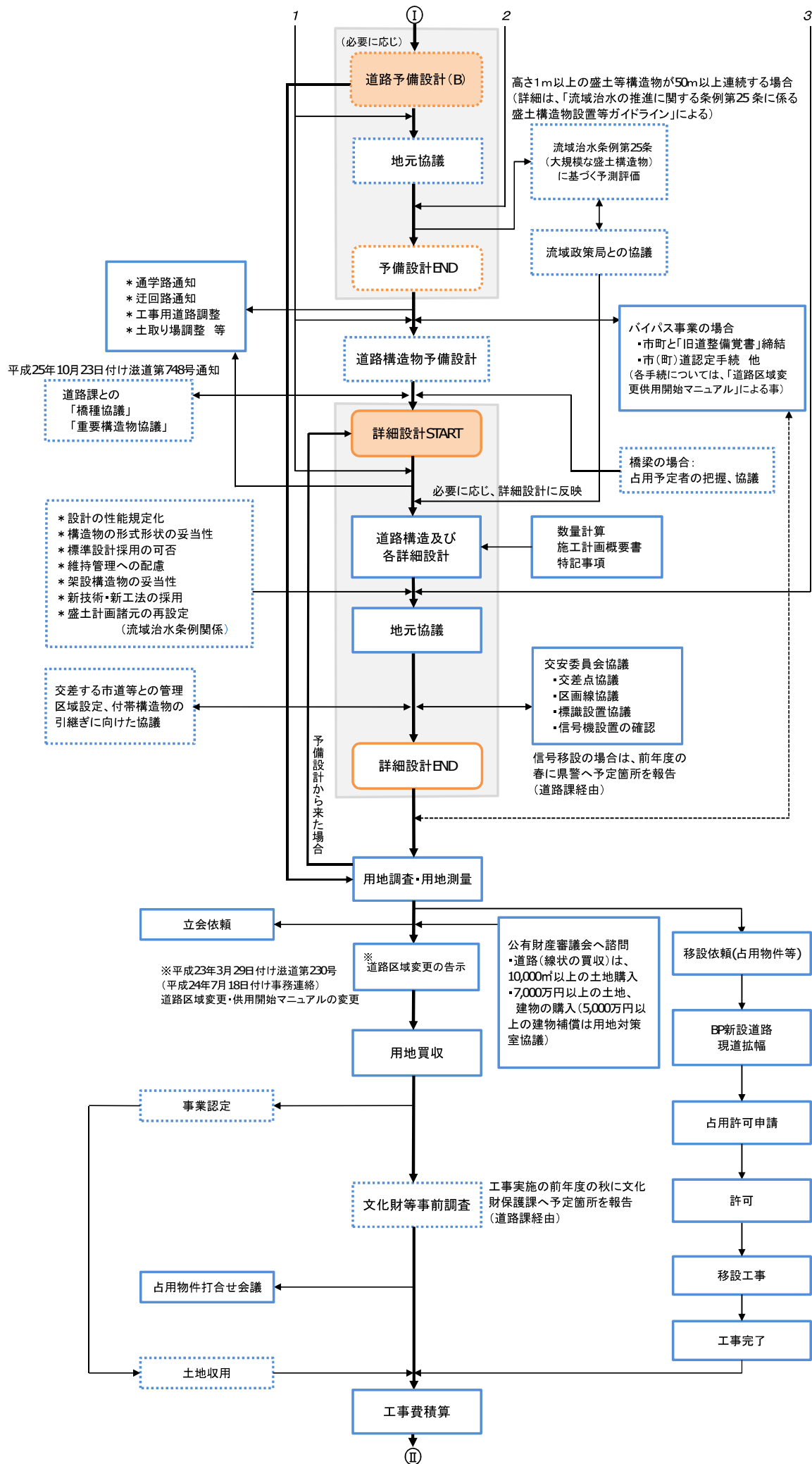
(単位：cm)

観測年度	長浜土木事務所（木之本支所）										高島土木事務所							大津土木事務所		東近江土木事務所		
	高月町 高月	木之本町 金居原	木之本町 川合	木之本町 木之本	余呉町 中之郷	余呉町 菅並	余呉町 柳ヶ瀬	余呉町 中河内	西浅井町 香掛	西浅井町 大浦	マキノ町 蛭口	高島市 今津	高島市 保坂	高島市 杉山	高島市 朽木市場	高島市 朽木中牧	高島市 田中	大津市 鷺川坊村	東近江市 栗見新田	東近江市 紅葉尾	東近江市 下中野町	
平成26年度	46	60	58	49	58	60	61	58	58	49	61	42	37	46	55	44	43	31	29	—	—	
平成27年度	18	24	20	17	21	26	23	29	22	16	24	20	17	20	28	15	54	8	17	—	—	
平成28年度	36	41	35	36	34	87	40	42	49	47	55	48	39	62	80	59	66	36	56	—	—	
平成29年度	39	45	41	37	41	51	50	47	38	38	106	38	25	21	34	40	52	32	50	—	—	
平成30年度	11	17	6	6	12	15	15	20	16	16	29	17	14	20	28	85	42	11	22	—	—	
令和元年度	4	8	0	0	6	9	10	15	10	11	37	11	16	18	41	31	35	8	36	7	4	
令和2年度	27	54	36	31	37	60	53	57	43	36	53	34	18	24	35	64	40	24	21	23	33	
令和3年度	48	56	51	51	48	58	55	51	49	46	78	56	50	66	69	81	81	69	30	20	62	
令和4年度	23	25	20	20	31	32	34	35	38	29	42	32	29	26	60	31	115	22	42	34	59	
令和5年度	44	71	55	43	52	69	61	65	45	37	52	35	31	35	52	114	36	27	20	18	32	
令和6年度	8	71	115	8	13	28	43	9	6	9	30	6	6	28	12	60	8	8	67	5	7	
最大日降雪量 累年平均値 (cm)	25.8	41.2	37.9	24.9	29.5	43.5	38.4	37.0	31.6	28.5	50.6	29.7	24.5	32.0	43.9	58.0	52.9	24.5	36.1	10.7	19.7	
最大日降雪量 10ヶ年再現確率値 (cm)	49.1	72.2	85.7	51.6	52.4	81.3	62.2	63.7	54.0	49.3	82.8	53.3	42.9	72.8	72.8	101.0	94.0	50.0	60.3	31.7	69.2	
算定式に基づく 一次堆雪幅 (m)	1.2	1.8	1.5	1.2	1.4	2.0	1.8	3.0	1.9	1.4	2.6	1.3	1.2	1.5	1.9	2.1	2.2	1.2	1.4	0.7	1.4	

※青字：気象庁公表値

滋賀県における道路事業 (標準参考フロー図R2.3月時点)





交付金事業【事業評価】
滋賀県公共事業等計画評価実施要綱に基づき、
滋賀県公共事業評価監視委員会が「主要な事業」を選定
・事業採択後5年以上経過し未着工の事業
・事業採択後10年以上経過し継続中の事業
「主要な事業」費用対効果分析等の評価を行う

補助事業【事業再評価】
滋賀県公共事業再評価実施要綱に基づき、
・事業採択後5年間未着工の事業
・事業採択後10年間(必要な場合5年間)継続中の事業
・再評価実施後5年間(必要な場合10年間)未着工または継続中の事業
・社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業について再評価を行い滋賀県公共事業評価監視委員会へ諮問
注) 改築事業は新規事業採択時にも必要な場合がある

- 【施工協議】
- | | |
|----------|-----------|
| 1. 河川 ※ | 6. 交通警察 |
| 2. 道路 | 7. 地下埋設物 |
| 3. 鉄道 | 8. バイパス |
| 4. 港湾、運河 | 9. 消防 |
| 5. 池、沼、湖 | 10. 陸運事務所 |
| | 11. その他 |

※平成28年12月5日付け滋道第442号通知参照

路面標示立会
規制標識立会
(交安委員会)

完了検査(合格)

工事施工調整会議

橋梁の場合: 添架負担金の協
定、収入調停

信号機・規制標識設置
(公安委員会)

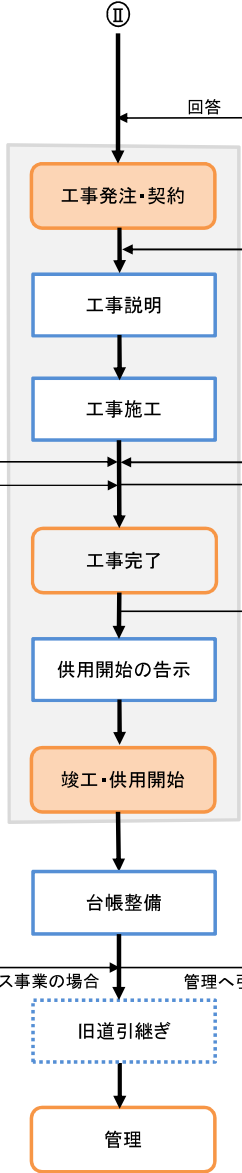
付帯工事引継

兼用工作物管理協定

- * アセットマネジメント
- * ITの活用
- * 既存ストックの有効活用
- * 地域の実績に応じた
管理水準
- * 住民参加
 - ・マイロード登録者制度
 - ・道路愛護活動事業
 - ・美知メセナ制度
 - ・近江の友灯(ともしび)事業

- (保管書類)
1. 設計図書、丈量図
(座標データ含む)、電子化
 2. 道路台帳基図、付図
 3. 橋梁台帳
 4. トンネル台帳
 5. 舗装台帳
 6. 照明灯台帳
 7. 植栽台帳
 8. その他

※公共用地引継平成14年7月19日滋監第1337号通知



公安委員会との調整

1 目的

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、道路法第95条の2（都道府県公安委員会との調整）により、県公安委員会の意見を聴く。

2 意見聴取事項

道路管理者から県公安委員会へ意見を聴く事項は、下記のとおりとする。

ア. 道路標示とみなされる区画線の設置

イ. 横断歩道橋の設置

ウ. 道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築

- ・ 車道又は歩道の幅員の変更（歩道にあっては、その拡幅を除く。）
- ・ 交通島、中央帯又は植樹帯の設置

エ. 歩行安全改築

- ・ 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置
- ・ 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。）

オ. 道路の附属物である自動車駐車場の道路上における設置

カ. 道路に接する特定車両停留施設の設置

ただし、道路法に規定されている事項の内、「通行の禁止又は制限」、「歩行者利便増進道路の指定」、「防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限」については、本マニュアルの対象としない。

3 聴取の時期等

道路管理者から県公安委員会へ意見を聴く時期は、下記のとおりとする。

- 予備設計 事前協議（事前の説明、相談等を行うことをいう。）
- 詳細設計 意見照会

県公安委員会の窓口は、対象道路を管轄する警察署の交通（第一）課とする。

ただし、管轄を跨ぐ様な広範囲に交通の影響を及ぼす事業または事例が無い少数の特殊な事業については、警察本部交通規制課を窓口とし、上記の時期にかかわらず早期に協議をする。

4 解説

意見聴取事項は、道路法施行令第38条（都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築）、同施行令第35条の5（歩行者の通行の安全の確保に資する道路の改築）を織り込んだ。

聴取の時期等は、資料編「滋賀県における道路事業（標準参考フロー図）」のとおりとしているが、早期の協議を妨げるものではない。特に、関係者等から信号機や横断歩道等の交通規制要望を受け、これに対応する必要がある場合、速やかに県公安委員会と調整する。

5 留意事項

信号移設の場合は、前年度の春に交通規制課へ予定箇所を報告（主管課経由）する必要があるため、それまでに調整を完了することとする。さらに、新設の場合は、移設の場合よりも早期の調整を必要とする。

また、信号機・規制標識の位置が道路構造物等と干渉しないよう意見聴取と合わせて調整する必要がある。なお、減災等の観点から道路照明灯と信号機の柱は、可能な限り統合化することを検討するものとする。

主な改定内容

近江の道づくりルール

平成 20 年 3 月

積雪寒冷地域等における堆雪幅等の横断構成の考え方を追加した。

- ・「9. その他」に「9-2 積雪寒冷地域等に存する道路の横断構成」を新たに設けた。

平成 25 年 5 月

県道に関する滋賀県道路構造条例を施行したことに伴い、暫定の見直しを行った。

- ・「2. 使用方法」に道路構造令と滋賀県道路構造条例の適用範囲を記載した。
- ・「3. 滋賀県の道路現況と将来像」の記載内容を時点修正した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-3 施設帯」に「6-3-4 その他」を新たに設け、条例の滋賀県独自規定の運用を記載した。
- ・「6. 道路幅員構成」に「6-6 中央分離帯」を新たに設け、バリアフリー新法に基づく滋賀県移動等円滑化条例の独自規定の運用を記載した。
- ・「9. その他 9-1 積雪寒冷地域等における取扱い」の「9-1-2 縦断勾配」に、滋賀県道路構造条例の独自規定の運用を記載した。
- ・その他、条例施行に伴う修文を行った。

平成 26 年 3 月

平成 19 年 3 月の策定以降に寄せられた問題点・改善点などの意見を踏まえ、「滋賀県道路構造の技術的基準に関する検討会」で議論を行い、必要な見直しを行った。

- ・「2. 使用方法」に本ルールと「道路構造令の解説と運用」、「設計便覧(案)第3編道路編近畿地方整備局」、「滋賀県歩道整備マニュアル」の位置づけを明記した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-1 車道等」に「6-1-3 自転車利用環境」を新たに設け、自転車の車道左側端走行の原則を解説するとともに、必要に応じて自転車利用環境の確保を検討することを記載した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-3 路肩」に「6-3-4 路面等」を新たに設け、路肩の自転車通行の安全確保について記載し

滋賀県歩道整備マニュアル

平成 16 年 5 月

滋賀県歩道整備マニュアルを策定した。

平成 19 年 3 月

「近江の道づくりルール」の策定に合わせて、必要な事項の見直しを行った。

- ・「第3編構造基準」の「1-1-1. 歩道等の形式」において、橋梁区間の形式を明確にした。
- ・参考とする基準や通達の一覧等を時点修正した。

平成 25 年 5 月

県道に関する滋賀県移動等円滑化条例を施行したことに伴い、暫定の見直しを行った。

- ・「第1編総則 第2部歩道整備マニュアルの位置づけ・役割」に道路移動等円滑化基準(省令)と滋賀県移動等円滑化条例の適用範囲を記載した。
- ・「1-1-3. 交通状況に応じた幅員設定の考え方」に、条例による滋賀県独自規定の運用を記載した。
- ・街渠に勾配が無い場合の構造について、図面を追加し明確にした。
- ・参考とする基準等の改定に伴い、引用文等の修正を行った。
- ・その他、条例施行に伴う修文を行った。

平成 26 年 3 月

策定以降に寄せられた問題点・改善点などの意見を踏まえ、「滋賀県道路構造の技術的基準に関する検討会」で議論を行い、必要な見直しを行った。

- ・「第1編総則 第2部歩道整備マニュアルの位置づけ・役割」において、「近江の道づくりルール」との位置づけを明確にした。
- ・「第2編整備の考え方、進め方」等において、自転車歩行者道について道路交通法との違いを記載し、整備の際の留意事項を追加した。
- ・「1-4-5. 側溝」「2-1-4. 排水施設」において、グレーチングの規格や街渠の勾配変化点での排水機能の確保などを明確にした。
- ・「2-1-1. 歩道等と車道の交差部の構造」において、巻き

た。

- ・「6. 道路幅員構成 6-3路肩」に「6-3-5その他」を新たに設け、保護路肩および路肩法面の防草対策の検討について記載した。
- ・「6. 道路幅員構成 6-5植樹帯」の「6-5-4交差点部等」について、考え方を明確化するとともに、植樹帯を設置しない場合の巻き込み部の構造の検討について記載した。
- ・「9. 積雪寒冷地域等」を再構成するとともに、堆雪幅の基準の見直しの考え方を整理した。
- ・その他、時点修正を行った。

平成 28 年 3 月

「機能分類別道路網図」は平成 19 年 3 月に策定されたものであり、それ以降の社会情勢・交通特性の変化や、今後将来の変化についても反映するため、「道路ネットワーク検討会」および「地方会議」で議論を行い、機能分類別道路網図の見直しを行った。

- ・「5. 道路の機能分類」の各機能分類の定義に、交通量以外の基準として当該区間の総交通量のうち土木事務所の管境を越える交通量の割合を追加した。
- ・「資料編」の機能分類別道路網図において県内道路の機能分類を見直した。
- ・交通量別道路網図(H17 センサス)は削除した。

令和2年3月

本マニュアルを「近江の道づくりマニュアル(案)」に統合し、廃止とする。

込み部に縁石天端の高い構造を設ける場合の留意事項を明確にした。

- ・「3-1-2. 車両乗り入れ部の構造」において、歩道等への違法駐車防止策の検討にあたり、参照資料として「道路法承認工事審査基準(平成 23 年 4 月滋賀県土木交通部道路課)」を追記した。
- ・その他、図の更新や表現の修正を行った。

※これまでの改定では、段差の構造などの根幹的な見直しは行わず、運用にあたっての表現の明確化および条例施行や基準改定に伴う時点修正を行っている。

令和2年3月

本マニュアルを「近江の道づくりマニュアル(案)」に統合し、廃止とする。

< 基 準 統 合 >

令和 2 年 4 月

2 つの基準書を統合して整理するとともに、道路構造令改定に伴う令和元年 7 月の「滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例」の改定内容を盛り込み、さらに、「ビワイチ」をはじめとした、追加項目を盛り込んだ、「近江の道づくりマニュアル」を策定した。

令和7年6月

「近江の道づくりマニュアル(案)/令和 2 年 4 月」の策定後、「道路構造令の解説と運用」や「滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例」の改正、及び「滋賀県道路整備マスタープラン(第3次)」といった関連計画の策定が行われている。さらに「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査/一般交通量調査」が実施・公表され、設計に用いる交通量も変化しているため、これらを踏まえたマニュアル改定を行った。